

# 甌島エコツアーリズム推進全体構想

# 目次

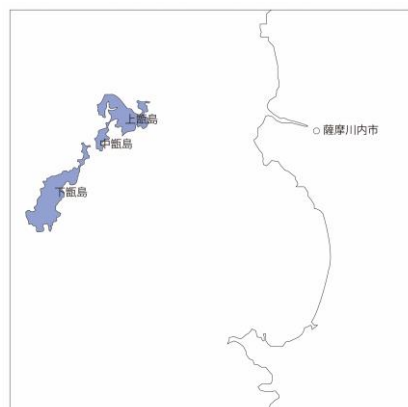
1. 甌島エコツーリズムを推進する地域	0 1
(1) 推進の目的と方針	—0 1
(2) 推進する地域	—0 8
2. 対象となる自然観光資源	1 0
(1) 自然観光資源	—1 0
(2) その他の観光資源	—2 5
3. 甌島エコツーリズムの実施の方法	2 8
(1) ルール	—2 8
(2) 案内（ガイダンス）及びプログラム	—3 2
(3) モニタリング及び評価	—3 6
(4) その他	—4 0
4. 自然観光資源の保護及び育成	4 3
(1) 特定自然観光資源の指定	—4 3
(2) その他の自然観光資源	—4 3
5. 協議会の参加主体	4 6
(1) 協議会に参加する団体の名称又は氏名	—4 6
(2) 各部会の役割	—4 7
6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項	4 9
(1) 環境教育の場としての活用と普及啓発	—4 9
(2) 他の法令や計画等との関係及び整合	—5 0
(3) 農林水産業や土地の所有者等との連携調和	—5 0
(4) 地域の振興	—5 1
(5) 地域住民の生活等に対する配慮	—5 2
(6) 安全管理	—5 2
(7) 全体構想の公表	—5 2
(8) 全体構想の見直し	—5 2
7. 資料編	5 3
(1) 自然観光資源の所在地リスト	—5 3
(2) 自然観光資源の位置	—5 7
(3) 甌島ツーリズム推進協議会規約	—5 8

# 1. 甌島エコツアーリズムを推進する地域

## (1) 推進の目的と方針

### ア. 推進の背景と目的

甌島は、鹿児島県薩摩川内市の川内川河口から西方に約 26 km の東シナ海上に位置し、北東から南西方向に約 35 km に渡り連なっている列島です。北部に位置する上甌島、中部に位置する中甌島、南部に位置する下甌島の 3 つの島で形成されています。面積は全体で 117.04 k m<sup>2</sup>（上甌島 44.20 k m<sup>2</sup>、中甌島 7.28 k m<sup>2</sup>、下甌島 65.56 k m<sup>2</sup>）となっています。



上甌島には、陸繋砂礫州（トンボロ）、4 つの池と東シナ海とが砂州で区切られた長目の浜、奥地まで海が入り組んだリアス海岸の浦内湾があるなど、多様な自然海岸の景観を有しており、下甌島は約

8000 万年前の上部白亜紀系堆積岩からなる姫浦層群の地形が存在し、平成 23 年には、角竜類の中でも角を持つことで特徴付けられるケラトプス類の化石が国内で初めて発見されています。

また、一体的な景観をなす照葉樹林や属島群は希少な野生生物の生息・生育地としても重要な地域となっており、周辺海域ではサンゴ群集も見られます。

甌島は、これらの多様な海岸景観を有する陸域と海域を中心とし、「太古の地球を感じる宝の島」をテーマに、平成 27 年 3 月 16 日に国定公園に指定されました。

特に海域に関しては、西側を北上する対馬海流と本土との間を南下する甌海流と独特の地形を形成する断崖の影響で、様々な魚種が回遊しており、アジ、サバ、ブリ、バショウカジキなどの回遊魚に加え、キビナゴ、タカエビなどの水産資源が豊富で、西日本有数の好漁場となっています。

歴史・文化面では、古くは上甌島の里遺跡で甌島唯一の縄文土器が出土したほか、甌島には神功皇后の三韓征伐の伝説が残っており、「古事記」、「日本書紀」、「続日本記」に見える隼人族の甌隼人の地でもあります。鎌倉時代中期から 370 年間、13 代に渡って小川氏が統治を行い、江戸時代には薩摩藩の直轄地となり、藩政時代には下甌島西海岸の金山海岸で金・銀・銅などの採掘が行われ、薩摩藩の南蛮貿易の中継基地にもなりました。下甌島と上甌島には、玉石垣（丸石の石垣）が特徴的な旧武家屋敷の町並みが残っています。（平成 21 年「島の宝 100 景」（国土交通省）に選出。）里武家屋敷跡（里麓）、手打武家屋敷通り（手打麓）は、入来麓と併せて、日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」構成文化財となっています。

また、下甌島で大晦日の伝統行事として行われるトシドンが、昭和 52 年に国の重要無形民俗文化財に指定、平成 21 年にユネスコ（国連教育科学文化機関）無形文化遺産に登録されましたが、平成 30 年には、8 県 10 団体の「来訪神：仮面・仮装の神々」として改めて登録されました。

このように特徴ある地形と文化を有する甌島ですが、平成 27 年の国勢調査による甌島の人口は 4,937 人であり、平成 22 年の人口に比べて 11.4% の減少、ピーク時の昭和 25 年の人口に比べて 82% 以上減少と著しい減少傾向にあります。

このような状況の中で、薩摩川内市では甑島の観光資源を活かした「オール甑」の観光振興を推し進め、島内外の交流の活発化と地域産業全体の隆盛による島民の所得向上と雇用機会の拡充を目的に、薩摩川内市総合計画・基本構想・基本理念（計画期間：平成27年度～令和6年度）を上位計画とし、甑島の観光を主軸とした地域振興に特化した計画として、平成27年3月に策定した甑島ツーリズムビジョンをもとに、令和2年4月に「第2次甑島ツーリズムビジョン」（以下、「ビジョン」と呼称する。）を策定しました。「皆が誇れる甑島の風土と営みを、護り磨いて次世代に受け継ぐ」をキャッチフレーズとし、4つの基本理念を基に取組を進めています。

## <甑島ツーリズムビジョンにおける基本理念>

### ■地域経済の寄与

…多様な産業間の連携による観光振興を図ることによって、観光業のみならず、農業・漁業、製造加工業、宿泊業、飲食業、交通サービス業など、様々な産業分野の発展に寄与し、地域住民の所得向上と雇用機会の拡充に寄与する。

### ■交流の促進

…観光振興によって、地域間の交流（上甑と下甑、地区と地区、島と本土）、業種間の交流（観光業とその他の産業）、官民の交流（地域住民・民間事業者と行政（市、県、国））を促進する。

### ■誇りの醸成と継承

…甑島の自然や歴史・文化、生業・生活、そして甑島の人々の温かい心に対する認識と共有が進み、甑島で暮らす人の誇りが醸成されるとともに、それらを次世代に継承する仕組みを構築する。

### ■持続可能な地域社会の形成

…地域経済への寄与、交流の促進、誇りの醸成と継承によって、「住んでよし、訪れてよし」の地域社会が形成され、豊かな甑島を将来にわたり持続していく。

また、ビジョンでは、「甑島の資源の保護と活用による観光振興を主軸とした地域振興」を基本方針に掲げています。

薩摩川内市では、これまでの経緯や、これからの甑島の地域振興の方向性を踏まえ、平成27年10月に「甑島ツーリズム推進協議会」（以下、「協議会」と呼称する。）を設立しました。協議会は、甑島エコツーリズムとビジョンに定められた甑島ツーリズム事業を推進していくため、各関係団体・機関で構成されており、地域住民、地域団体、事業者、行政などの多様な主体が共通の理念を持ち、一体となって、観光を主軸とした地域振興を実現していくことを目的としています。

甑島エコツーリズム推進全体構想においては、エコツーリズムにおいて保護と活用が求められる海、山、動植物などの自然観光資源だけでなく、甑島独自の歴史・文化、生業・生活も含め観光資源と捉えるとともに、地形・地質をはじめとした学術的な研究を深めることにより、地域の活力向上につなげていくことを目的としています。

# 甌島ツーリズム推進協議会体制図

## 甌島ツーリズム推進協議会

会長 薩摩川内市長

### 協議会構成メンバー

アドバイザー  
各大学・専門家

#### ■ 団体

- ・ 地区コミュニティ協議会 ・ 甌島ホテル・旅館組合
- ・ 県建設業協会甌島支部 ・ (株)薩摩川内市観光物産協会
- ・ 薩摩川内市商工会 ・ 甌島商船(株) ・ 南国交通(株) ・ 甌島漁業協同組合

#### ■ 国

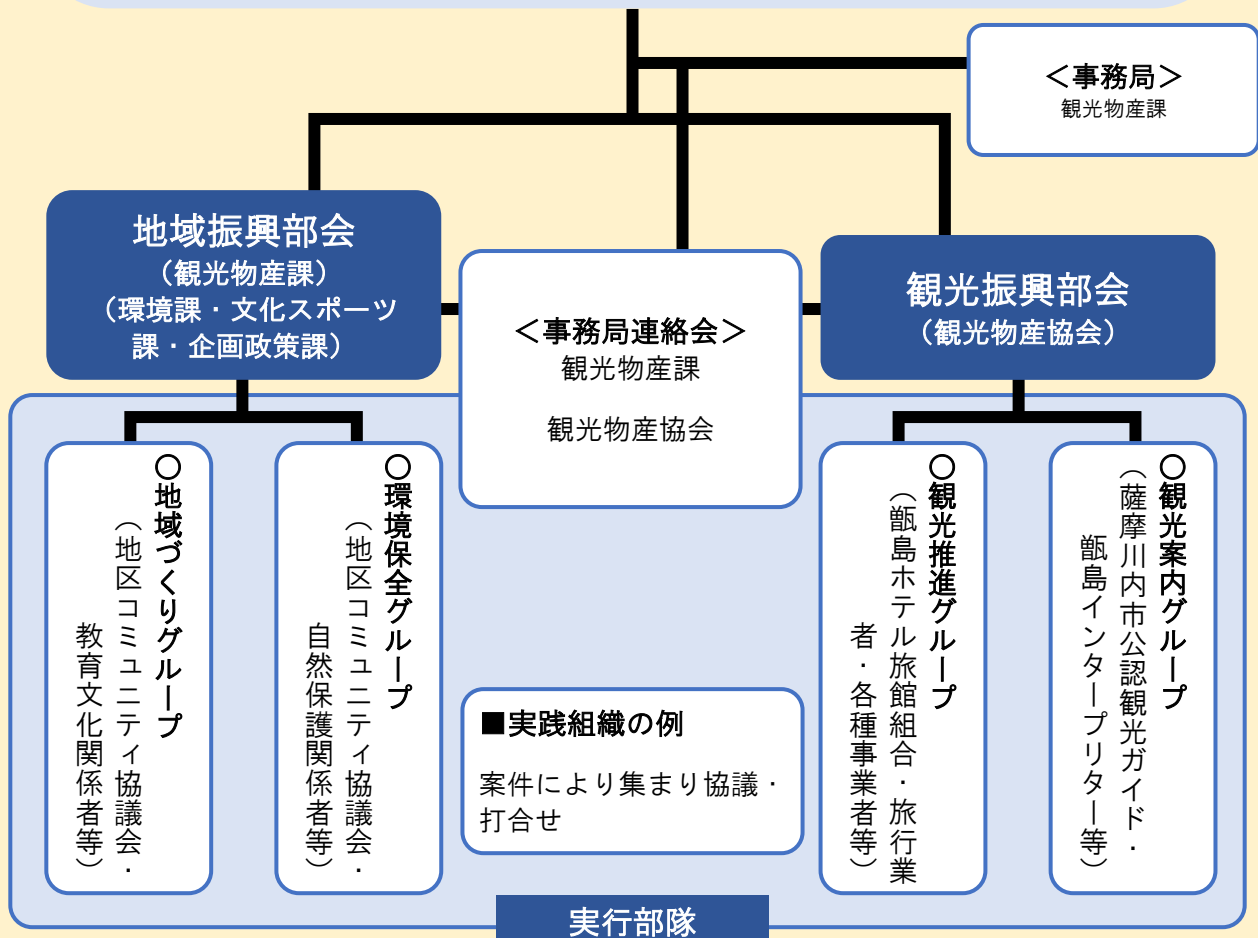
- ・ 環境省

#### ■ 県

- ・ 自然保護課 ・ 県立博物館 ・ 北薩地域振興局

#### ■ 市

- ・ 薩摩川内市



## イ. 推進にあたっての現状と課題

甌島には、多くの奇岩群や瀬尾観音三滝、旧武家屋敷の町並みなどの観光資源が島全体に点在しており、さらに自然資源を活用したシーカヤックやスキューバダイビングなどのアクティビティも充実しています。

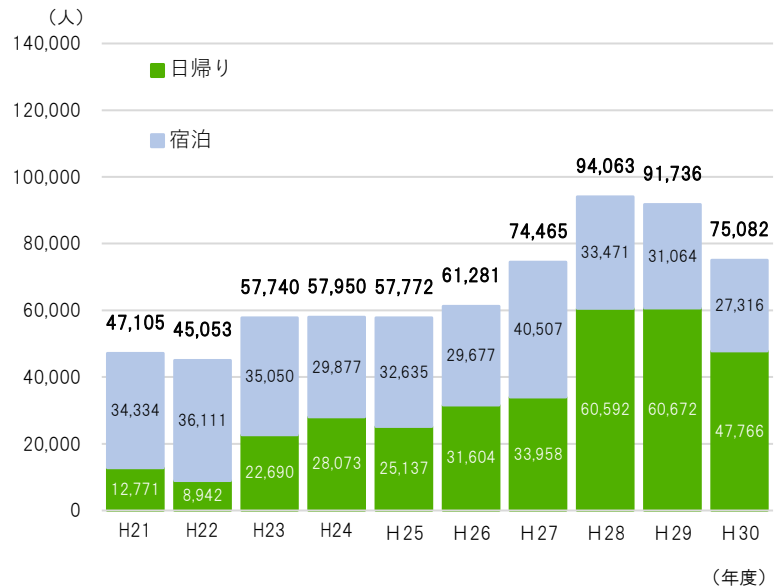
甌島の観光入込客数は平成 23 年度（57,740 人）から平成 28 年度（94,063 人）にかけて 6 割以上増加しており、特に高速船甌島が就航した平成 26 年度以降は総数としては増加しています。国定公園の指定を受けた平成 27 年度は日

帰り客数、宿泊客数ともに増加の傾向となっていますが、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて日帰り客数が大きく増加した一方で、宿泊客数は減少に転じています。また、平成 30 年度には日帰り客数、宿泊客数ともに減少となりました。

このような甌島の観光の現状を踏まえ、ビジョンでは、甌島観光の課題を把握するために、甌島の観光関連事業者等との意見交換や、甌島を訪れる人を対象にしたアンケート調査及び都市部に住む住民を対象としたインターネットアンケート調査を実施しました。

これらの調査から、ここ数年は、人材育成や受入環境の整備等が進み、体験プログラムも多く開発・実施されてきている一方で、現状としては、増加している個人～少人数の観光客の移動手段の確保や宿泊場所の受入などの課題が明らかになりました。

ビジョンでは、こうした調査結果を踏まえ、甌島の観光における現状と課題を分析し、観光振興と地域振興の両方の視点で基本戦略を設定しました。



観光入込客数の推移（平成 23 年度～平成 28 年度）

（資料：観光物産課）

### <観光振興と地域振興に関する基本戦略>

#### ◇観光振興

甌島への誘客を実現するためには、甌島が「選ばれる観光地」となる必要がある。

そのためには、地域資源を活用した旅行商品の造成や素材となる体験コンテンツやサービス、特産品等の充実を図るとともに、それらの魅力を積極的に発信し、甌島の認知度を向上させ、甌島への観光客を獲得する必要がある。また、島内の受入環境の整備や質の向上を進め、これまで甌島に訪れたことがある観光客の再来訪を促す仕組みを構築するとともに、その他の新たな需要を開拓し、新たな層の観光客の獲得も進める。

これらの取組によって、観光客が「訪れてよかった」、そして「もう一度来たい」と思ってもらえる観光地域づくりを目指し、島内外の交流の活性化と地域産業全体の隆盛による地域住民の所得向上と雇用機会の拡充を実現する。

#### ◇地域振興

観光振興は、観光客との交流の創出や産業の活性化により、甌島で暮らす人の生活満足度を高め

ることができる。観光客が増え、観光収入が増加することで地域産業の活性化を実現し、地域住民にとっても住みやすい環境を形成することができる。また、現在まで守り伝えられてきた多様な資源を次世代に継承するために、これら資源の継承・発展と創造により、更なる甌島の豊かさを創出することができる。

そのために自然環境をはじめ、甌島特有の歴史・生活文化、地域の農林水産物、地域の活動等の保存・活用に取り組んでいくとともに、これらを継承していくためには、郷土教育や観光教育等といった人材育成の取組も進めていく。

これらの取組は、観光客の誘客に際して、体験コンテンツやサービスの基盤となり、これらの資源の質の維持・向上が地域産業の活性化に寄与するとともに、地域住民が地域の価値を再認識し、甌島へのふるさと意識の醸成を実現し、「住んでよかった」と思うことができる地域を目指す。

甌島エコツーリズム推進全体構想では、ビジョンで設定した上記の観光振興と地域振興に関する基本戦略のもとで、魅力的なエコツアーのプログラムづくりや体制づくりを進めます。

また、地域が一体となり、甌島を訪れる人だけでなく、甌島で暮らす住民が住みやすく、島の新たな魅力を発見することを目的とし、エコツーリズムを推進していきます。

## ウ. 推進の基本的な方針

ビジョンでは、島が誇れる固有の風土（自然、歴史・文化）と人々の営み（生業・生活、コミュニティ）の本質的価値を理解し、護り、より魅力的な形に磨いて次世代や観光客などの来訪者に伝え、だれもが誇れる甕島の姿を次世代に受け継ぐことを理念とし、“甕島の資源の保護と活用による観光振興”を主軸とした地域振興を基本方針としています。

さらに、「こころ・自然・時<sup>と</sup>空がつながる島」を甕島ツーリズムのコンセプトに定め、甕島の魅力の共有、発信をしています。

こころ：甕島の人々の優しい心

自然（しぜん）：国定公園に指定されるほどの貴重で豊かな自然環境

時<sup>と</sup>空（とき）：8000万年前の太古から現代の生活までの悠久の時間と、そこに現れる空間

つながる：心と心がつながること、上甕と中甕、下甕が橋でひとつにつながること、これからの未来へ今の風景をつなげていくことを象徴

また、薩摩川内市の観光元年宣言、九州新幹線の全線開業、ぽっちゃん計画、市観光物産協会の設立、地域おこし協力隊、高速船「甕島」の就航、そして甕島国定公園の指定や日本遺産の認定など、ここ10年の間に様々な動きがありました。さらに、令和2年度には中甕島と下甕島をつなぐ蘭牟田瀬戸架橋が完成するなど、甕島は大きな「変革の時機」を迎えています。

そこで、国定公園の指定を契機に増加傾向にある観光客の受け入れ環境の整備だけでなく、地域の商業や農林水産業などの幅広い産業への経済効果や雇用創出、地域の人々の誇りの醸成、コミュニティの活性化など、地域の人々が「島に住んでいてよかった」と実感できるような地域づくりを目指し、エコツーリズムを進めます。

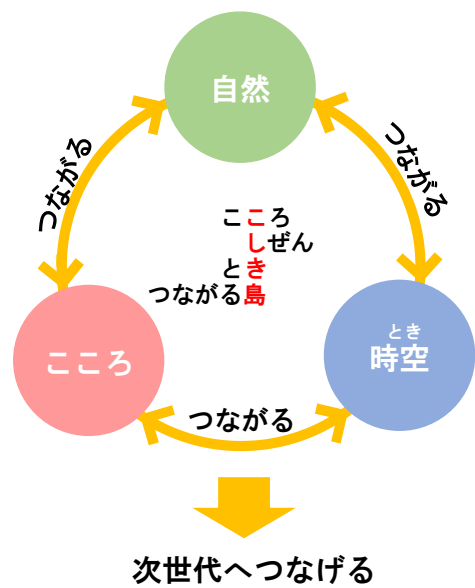
本エコツーリズム推進全体構想では、上記の甕島ツーリズムビジョンのコンセプトを踏襲し、次の基本方針のもと推進していきます。

### 【こころをつなげる】

甕島の生業や暮らし、歴史・文化に触れる機会を積極的に創出し、エコツーリズムを通じて、甕島の人々と参加者が関わりあい、甕島の住民の優しさや、暮らしの魅力に触れる場をつくれます。

### 【自然をつなげる】

国定公園に指定された甕島は、雄大な自然を有する島です。エコツーリズムを通じ、島民とエコツアーの参加者が甕島の自然に触れ、甕島の自然のすばらしさを感じるとともに、保全や活用の考えが地域に根付くような機会をつくれます。





### 【時<sup>とき</sup>空をつなげる】

甌島は 8,000 万年前から長い年月をかけて創られてきた地形や歴史・文化が根付いており、それらを五感で感じることができる場所です。エコツアーでの甌島で過ごす「時」を通じて、甌島の現在・過去・未来を体感できるような機会を創出します。

### 【つながる】

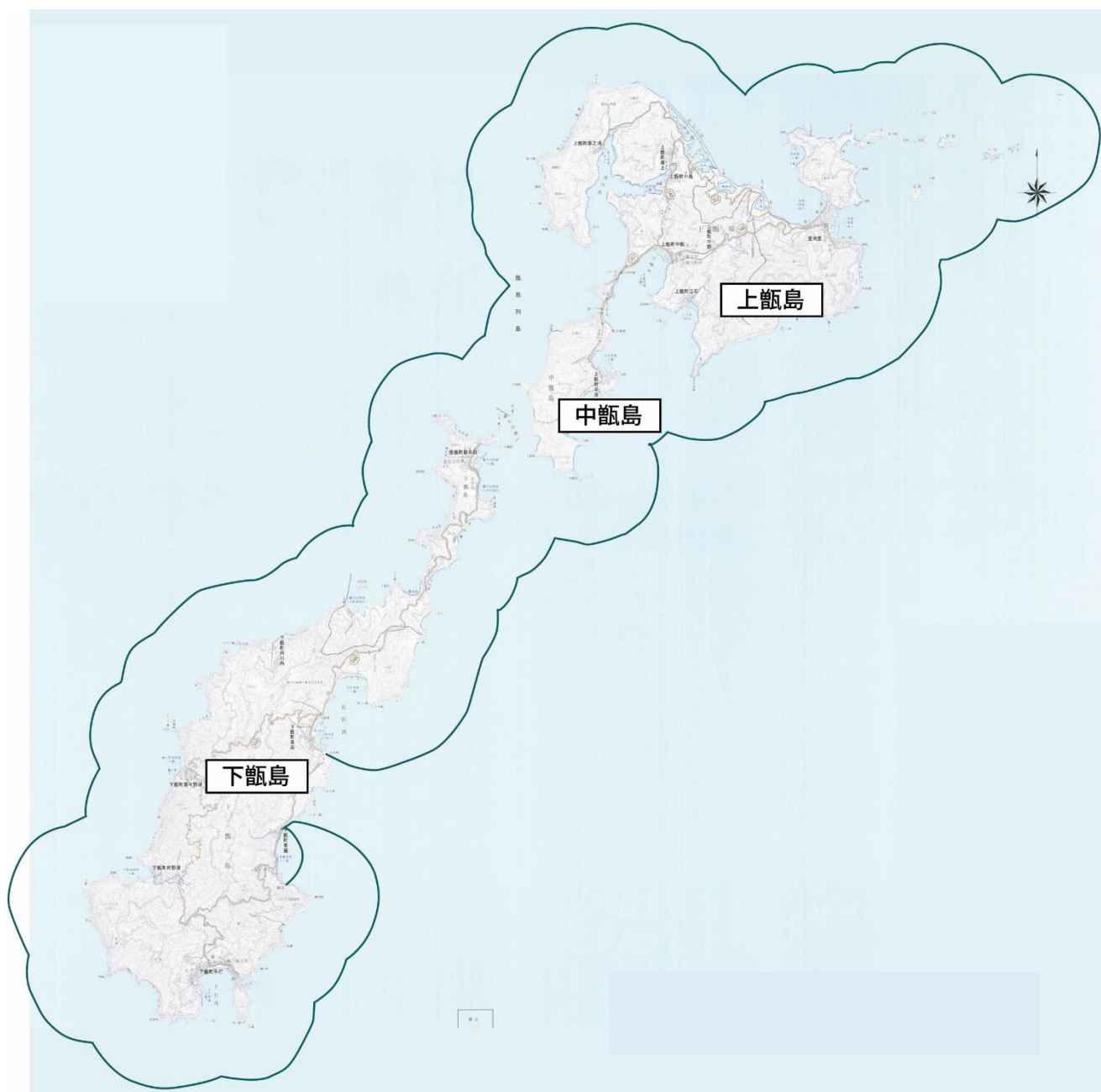
「こころ」、「自然」、「時<sup>とき</sup>空」が一体的につながるような甌島エコツアーリズムを推進します。甌島は、動植物や地形・地質、歴史・文化を有しています。これらの「甌島の宝物」を守り、学び、活用し、伝え、次世代に受継ぎます。

## (2) 推進する地域

### ア. 推進地域の範囲及び設定にあたっての考え方

甑島全域に自然観光資源などが存在していること、全域においてエコツーリズム推進のための基盤整備と地域住民の一体感醸成が必要となることから、エコツーリズムを推進する地域の範囲は、甑島の陸域全域及び周辺海域のうち国定公園区域を対象とします。

#### ■ 甑島エコツーリズム指定範囲図



■ 国定公園指定範囲図

## 甑島国定公園



出典) 中央環境審議会 自然環境部会 甑島国定公園の新規指定について より

### イ. ゾーニングの考え方

甑島全域をエコツーリズムの推進区域とすることにより、一体的な基盤整備と取組が必要と考えることから、現時点でのゾーニング<sup>1</sup>は行わないものとします。

なお、今後のエコツーリズム推進にあたり、ゾーニングの設定がより効果的なプログラムの創出などにつながる可能性がある場合、あらためて検討することとします。

<sup>1</sup>ゾーニング：一つの推進地域の中にも異なる特性を持つ区域が併存する場合には、必要に応じてそれらを適切に区分すること

## 2. 対象となる自然観光資源等

### (1) 自然観光資源

エコツーリズム推進法において、自然観光資源は次のように定義されています。

第二条（定義）：この法律において、「自然観光資源」とは次に掲げるものをいう。

- 一 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源
- 二 自然環境と密接な関連を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

エコツーリズムにおいては、自然だけでなく、地域の生活や文化も観光資源の対象となり、対象となる資源全般を「自然観光資源」としています。これらの資源を甑島の住民が認識し、伝えることはエコツーリズムを推進する意義の一つといえます。

保護・管理の重要性が高いもの、活用価値が高いものを対象に、エコツーリズムの対象となる主な自然観光資源を以下の通り区分し、整理します。

大区分	区分
動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源	動物 植物 動植物の生息・生育地 地形・地質 自然景観
自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係る観光資源	歴史資産 伝統文化 生活空間・風景 伝統産業

※以下の自然観光資源等の表の下段にある「利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項」の【 】は、対応する（p6～7の）甑島ツーリズムビジョンのコンセプトを示します。

自然観光資源に関する情報（周辺環境の特性、生息・生育場所、利用の概況など）については、今後も調査及び整理を進めていきます。

なお、今後、その保全や継承に支障が生じる可能性がある自然観光資源については、特定自然観光資源<sup>2</sup>への指定を検討します。

<sup>2</sup>特定自然観光資源：エコツーリズム推進法第8条に基づいて、市町村が保護措置を講じるために指定（特定）した自然観光資源のこと。「特定自然観光資源」に指定することで、各種行為を法的に規制することが可能となる。

動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源

区分	動物
細区分	鳥類
主な自然観光資源	チュウサギ、クロツラヘラサギ、ミサゴ、ハイタカ、サシバ、ハヤブサ、セイタカシギ、カラスバト、ウミネコ、メジロ
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物のクロツラヘラサギ、ハヤブサが生息しています。</li> <li>・絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のサシバ、ハヤブサ、セイタカシギ、準絶滅危惧のチュウサギ、ミサゴ、ハイタカ、カラスバトなどが生息しています。</li> <li>・カラスバトは国の天然記念物にも指定されています。</li> <li>・その他、ウミネコやメジロなどが観察されています。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】 ツアー中に観察された鳥類について解説を行うことができます。ツアー中の観察が生育環境の攪乱につながることを注意する必要があります。

区分	動物
細区分	昆虫類
主な自然観光資源	コシキトゲオトンボ
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・甌島固有種のコシキトゲオトンボが発見されており、5月から7月の森林内の小流や水のしたたる崖地などに生息しています。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】 甌島固有の生物であるため、ツアーで観察された場合は、詳細な解説を行います。生育環境の攪乱につながることを注意し、生育環境の保護が必要です。

区分	動物
細区分	魚類など
主な自然観光資源	キビナゴ、タカエビ、バショウカジキ（秋太郎）、カンパチ（養殖）、ブリ、カキ（養殖）、オオウナギ、ナマコ、クルマエビ（養殖）、マグロ（養殖）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甌島周辺の海域には西側を北上する対馬海流と本土との間を南下する甌海流の影響で様々な魚種が回遊し、好漁場が形成され、キビナゴやバショウカジキ、タカエビをはじめ、様々な魚類が水揚げされています。</li> <li>・また、長目の浜の海鼠池にはナマコのほかキスやイサキが、鋸崎池にはオオウナギが生息しています。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】 ツアーでの観測のほか、ツアーの途中の食事や漁体験や釣り体験などが行われます。生育環境の攪乱や乱獲が行われないよう配慮します。

区分	動物
細区分	その他動物
主な自然観光資源	クロマチウム

主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・ 上甌島の貝池には世界でも数ヶ所では発見されていない 30 億年前に出現した微生物クロマチウムが生息しています。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】 ツアーで周辺を散策した際などに、詳しい生態系の解説を行います。非常に貴重な資源であるため、生育環境の攪乱がないよう配慮が必要です。

区分	植物
細区分	海浜植物
主な自然観光資源	コシキギク、ハマナツメ、コシキイトラッキョウ、コシキジマハギ、ツメレンゲ、ダルマガク、ダンギク、イワタイゲキ、ヒメハマナデシコ、ハマボウ、ニシノハマカンゾウ
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甌島の海岸や海辺・水辺には、ハマナツメ（絶滅危惧Ⅱ類）、コシキイトラッキョウ（絶滅危惧ⅠB類）、コシキジマハギ（絶滅危惧ⅠB類/甌島固有種）、コシキギク（甌島固有種）、ダルマガク、ダンギク、イワタイゲキをはじめ希少な植物が生育しています。</li> <li>・ その他、ヒメノハマナデシコ、ハマボウ、ニシノハマカンゾウなど季節ごとに様々な草花を鑑賞することができます。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】 絶滅危惧種に指定されている種も多くあることから、生育環境の攪乱がないよう配慮し、紹介する種類や場所の情報管理が必要です。

区分	植物
細区分	陸生植物
主な自然観光資源	カノコユリ、サンコカンアオイ、オナガエビネ、ダルマエビネ、ツバキ、ツルボ、センニンソウ、フヨウ
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甌島の陸域では、6月から8月にかけて甌島の各所で島の花を代表するカノコユリを観察することができます。</li> <li>・ また、甌島固有種のサンコカンアオイをはじめ、オナガエビネ、ダルマエビネなどの希少な植物が生育しています。</li> <li>・ その他、ツバキやツルボ、センニンソウなど季節ごとに様々な草花を鑑賞することができます。</li> <li>・ フヨウは甌島の伝統的な衣類である、ビーダナシ、クズダナシの原料にもなっています。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】 生育環境の攪乱がないように配慮し、ツアーを実施することが必要です。踏み荒らしや球根などが乱獲されることのないよう、注意を呼びかける必要があります。

区分	植物
細区分	樹木
主な自然観光資源	ヘゴ自生北限地帯

主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・ 甌島には国の天然記念物に指定されているヘゴ自生北限地帯がありません。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】生育地の攪乱がないように配慮します。また、紹介する場所の情報管理が必要です。

区分	植物
細区分	海洋
主な自然観光資源	サンゴ群生地（鹿島町夜萩浦海底） サンゴ群生地（市の浦周辺の島々）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・ 市の天然記念物に指定されている鹿島町のサンゴ群生地をはじめ、甌島周辺の海域にはサンゴ群生地が点在しています。 ・ 市の浦周辺の島々（松島、筒島、野島）の海中には、ミドリイシなどのサンゴが確認され、高緯度サンゴ群集域として重要です。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】生育環境の攪乱がないように配慮し、また、周辺に行く際はガイドの指導のもと、安全対策が必要です。

区分	動植物の生息・生育地
細区分	山地、森林
主な自然観光資源	尾岳、谷山、瀬尾崎、射手崎、遠目木山、中甌島北部（木の口山など）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・ 上甌島の射手崎、中甌島の木の口山、下甌島の尾岳、谷山、瀬尾崎など、自然林が残存している山地・森林があります。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】踏み荒らしなどで自然環境が荒らされることのないよう注意が必要です。散策道を定めるなど、踏み荒らしの影響を少なくすることが必要です。

区分	動植物の生息・生育地
細区分	湖沼群
主な自然観光資源	海鼠池、貝池、鍬崎池、須口池
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・ 海鼠池、貝池、鍬崎池、須口池は砂礫州によって海と仕切られています。 ・ ナマコや魚介類の生息する海鼠池は海水と淡水二層からなり、貝池には30億年前に出現した微生物クロマチウムが現在も生息するなど、それぞれが特徴的な生態系を維持しています。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】ツアーの中でガイドによる湖沼群の説明やそこに生息・生育している動植物の説明などを行うことができます。動植物の生息・生育地が荒らされることのないよう配慮し、不用意な立ち入りを防ぐ配慮が必要です。

区分	動植物の生息・生育地
細区分	海岸
主な自然観光資源	長目の浜の砂礫州上のウバメガシ群落、ツメレンゲ群落、ハマナツメ群落

主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・上甕島北西部の長目の浜の砂礫州上には、砂礫地に発達することが珍しいとされるウバメガシ群落が発達しているほか、連続したツメレンゲ群落や国内最大級のハマナツメ群落が見られます。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】ツアーのガイドによる植物の説明が行われます。生育環境を守るため、踏み荒らしや不用意な採取のないよう配慮が必要です。

区分	動植物の生息・生育地
細区分	カノコユリ自生地
主な自然観光資源	小池、鳥ノ巣山、藺落浦、夜萩円山公園、赤崎、片野浦キャンプ場、片野浦（みっちり草原）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・小池や鳥ノ巣山、藺落浦をはじめ、甕島の各所にカノコユリの自生地があります。 ・カノコユリの根の成長を大きく良質にするために、小池、鳥ノ巣山においては現在も山焼きが行われます。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】甕島を代表する植物であるため、花が見ごろを迎える夏場には多くのツアー客が訪れることが予想されます。そのため生育地が攪乱されることのないよう配慮し、必要に応じて立ち入り制限などの措置を行います。

区分	動植物の生息・生育地
細区分	ウミネコ繁殖地
主な自然観光資源	ウミネコ繁殖地（鹿島断崖）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・下甕島の鹿島断崖は、市の天然記念物に指定されているウミネコ繁殖地（南限）となっています。 ・11月に飛来し、主に西海岸の断崖に営巣し産卵、成鳥となって7月中旬には離島します。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】ウミネコを観光資源として活用したまちおこしを進めます。活用にあたってはウミネコの生息環境の攪乱がないよう配慮し、観測においては必要以上に接近しない、鳥笛などで鳥達の行動を錯乱させないなどの配慮が必要です。

区分	地形・地質
細区分	長目の浜・潟湖群
主な自然観光資源	長目の浜・潟湖群
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・上甕島の北部にあり代表的な景勝地となっている長目の浜は、長さ約4kmにも及ぶ砂礫州が発達しています。 ・この砂礫州は河川成のものではなく、砂礫の分布状態から、北西部の海食崖から砂礫が供給され、縄文海進以降の海面低下に対応して形成されたと考えられています。



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この砂礫州によりリアス海岸が閉じて、長目の浜では海鼠池、貝池、鋏崎池、須口池の4つの潟湖が形成されたものと考えられています。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>【自然】フォトロゲイニング<sup>3</sup>やフットパス<sup>4</sup>などの散策のツアーと合わせて活用されます。フットパスではガイドの案内のもと、地形や植物の説明などを行います。危険な場所の事前確認を行い、不用意な立ち入りなどを制限します。</p>

区分	地形・地質
細区分	トンボロ
主な自然観光資源	トンボロ
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上甕島の里地区の集落はトンボロ地形の上に成り立っています。海を隔てた島が、沿岸流でできた砂礫州で結ばれた陸繋島をイタリア語でトンボロといい、海底や沿岸流によって運ばれた砂や礫が、波の作用によって水面上に現れたものです。</li> <li>・里地区のトンボロは、南北に約1,500mで最大幅1,000m、最小幅250m、高さは2、3mの大きさです。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>【自然】フォトロゲイニングやフットパスなどの散策によるツアーで活用されます。危険な場所の事前確認を行い、不用意な立ち入りなどを制限します。ツアー参加者の安全意識を高めることが必要です。トンボロを望むことのできる高台からはトンボロと里集落を一望することができますが、道中の道が狭く、Uターンが困難であるため、自動車での乗り入れに注意を促すことが必要です。</p>

<sup>3</sup>フォトロゲイニング：時間内に好きな順番でチェックポイントを周るのを競うロゲイニングという競技に加え、チェックポイントに到達した証として、あらかじめ提示されている写真と同じ風景を写真におさめる競技

<sup>4</sup>フットパス：イギリスを発祥とする森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと

区分	地形・地質
細区分	浦内湾（リアス海岸）
主な自然観光資源	浦内湾
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・上甕島の浦内湾はリアス海岸となっており、Y字型に湾奥部まで海が入り込む特異な地形を形成しており、湾口から湾頭まで約 3.5km に及ぶ入江となっています。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】【時空】太平洋戦争の終戦の頃は水揚げした鯨の解体を行っていたという歴史があり、今も当時の鯨のヒゲが残されている小屋があります。フォトログイニングなどで活用されるとともに、釣りなどの体験も考えられます。安全に配慮し、立ち入り制限などを設けることが必要となります。釣り体験の際は撒き餌などを禁止し、生業を脅かすことのないよう配慮が必要です。

区分	地形・地質
細区分	海食洞・海食崖
主な自然観光資源	鹿島断崖（下甕島夜萩円山断崖の白亜系姫浦層群）、瀬々野浦断崖、その他海食洞・海食崖
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・下甕島の北端にある高さ 150m を超える鹿島断崖は、白亜系姫浦層という地層をなしており、一部が県の天然記念物に指定されているとともに日本の地質百選にも選ばれています。 ・下甕島の瀬々野浦にある断崖です。海食洞が見られ、ハヤブサ・ミサゴなど猛禽類の営巣地でもあります。 ・その他、上甕島の西海岸や下甕島の南海岸・佐之浦・鍬の柄など、様々な海食洞・海食崖があります。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】【時空】エコツアーの中で専門家による地質・地層の説明やそこに生息する生物の説明を実施します。 危険な場所は事前に調査し、立ち入ることのないよう配慮が必要です。

区分	地形・地質
細区分	野島・近島などの属島群
主な自然観光資源	野島・近島などの属島群
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・上甕島の東側の海域で多島海景観を呈している野島・近島などの属島群は、ウチヤマセンニュウなど希少鳥類の重要な生息地であるとともに、周辺海域では発達したサンゴ群集が見られます。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】希少鳥類の生息地となっていることから、生息環境を脅かすことのないよう配慮します。また、海上での安全に最大限に配慮するために、服装や装備に関して指示が必要です。

区分	地形・地質
細区分	砂礫浜

主な自然観光資源	手打海岸、市の浦海岸、青瀬海岸、芦浜海岸
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・上甕島の市の浦海岸や下甕島の手打海岸などの砂礫浜があります。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】釣りやフォトロゲイニングなどのツアーで活用されます。自然の浜であり、ゴミは原則持ち帰るなど汚さないよう自然環境への配慮が必要です。

区分	地形・地質
細区分	その他地形・地質
主な自然観光資源	化石、鹿の子断層
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下甕島・中甕島に分布している白亜系姫浦層群からは恐竜の化石や二枚貝、アンモナイト、オウム貝、プランクトンなど多くの化石が発掘されています。</li> <li>・中甕島北部には巨大な正断層である鹿の子断層があり、日本の地質構造100選に選ばれています。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【時空】化石の乱掘を防ぐとともに、出土場所等に関する情報管理を徹底します。また、周辺を散策する際は事前確認などを行い、足場の安全などに十分に配慮します。

区分	自然景観
細区分	滝
主な自然観光資源	瀬尾観音三滝、内川内の滝
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下甕島の青瀬では、55mの高さから三段の岩肌に沿って流れ落ちる瀬尾観音三滝があり、市の名勝に指定されています。</li> <li>・聖観音が安置されていることから「瀬尾観音三滝」と呼ばれ、甕島を代表する景勝地となっています。</li> <li>・下甕島の内川内海岸には、二段からなる内川内の滝が流れています。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】ゴミは原則持ち帰るなど環境への影響に配慮することが必要です。

区分	自然景観
細区分	長目の浜
主な自然観光資源	長目の浜展望所、鋤崎展望所、田之尻展望所、長崎鼻遊歩道
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・長目の浜と海域の景観は、既存の展望施設（長目の浜、鋤崎展望所、田之尻展望所）や遠目木山山頂、長崎鼻遊歩道などから眺望することができます。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】展望所からは島の地形などを望むことができます。展望所では危険なところに立ち入ることのないよう配慮が必要です。また、傾斜が激しい箇所があるため、動きやすい格好で参加するよう呼びかけることが必要です。遊歩道では既存のコースを遵守し、周辺環境の踏み荒らしのないよう配慮が必要です。

区分	自然景観
細区分	海食洞・海食崖
主な自然観光資源	夜萩円山公園、八尻展望所、帽子山展望所、釣掛埼灯台、前の平展望所
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・甌島では、海食洞・海食崖が分布しており、展望所や海上から眺めることができます。 ・例：鹿島断崖（夜萩円山公園）、下甌島北部沿岸（八尻展望所）、レインボークリフ（帽子山展望所）、下甌南海岸（釣掛埼灯台）、ナポレオン岩（前の平展望所）
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】展望所からは島の地形などを望むことができます。危険なところに立ち入らないよう配慮が必要です。また、周辺は動植物の生育地となっていることから、環境を壊すことのないよう配慮が必要です。

区分	自然景観
細区分	蘭牟田瀬戸海峡
主な自然観光資源	鳥ノ巣山展望台、木の口展望所
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・木の口展望所（中甌島）と鳥ノ巣山展望所（下甌島）からは、中甌島と下甌島間の蘭牟田瀬戸海峡と甌大橋を眺めることができます。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】甌大橋を眺めることから、フォトロゲイニングなどのツアーで活用することができます。危険なところに立ち入らないよう配慮し、周辺の自然環境を脅かすことのないよう注意が必要です。

自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

区分	歴史資産
細区分	甌大明神
主な自然観光資源	甌大明神
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「甌島」地名発祥の地といわれている甌大明神は、甌形の大岩を御神体とした神様で上甌島の南端に位置しています。</li> <li>・祭日は旧暦 9 月 9 日、元来、甌大明神には社殿はなく、岩そのものを神として拝していました。祭儀も甌岩の近くにある平岩の上で行われていましたが、現在は岩場と対岸にある甌島神社で年に一度神事が行われています。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>【時空】甌島に関する名前の由来など、ガイドによる甌島の説明などが実施されます。神事の場となっていることから、不用意な立ち入などの制限が必要です。</p>

区分	歴史資産
細区分	武家の歴史資産
主な自然観光資源	里武家屋敷跡（里麓）、手打武家屋敷通り（手打麓）、亀城跡、小川の森
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上甌島の里地区と下甌島の手打地区には、玉石垣が特徴的な旧武家屋敷の町並みが残っています。江戸時代の郷土(ごうし)の住居跡であり、薩摩藩政時代の外城制度における郷土の生活と制度などを調べるにはとても大切な文化財になっています。</li> <li>・上甌島の里地区の小高い丘の上に、承久の乱（1221 年）で功績をあげた鎌倉方の武将の子、小川季直が地頭として来島した際に築城した亀城跡があります。</li> <li>・ここから南方 200m の丘にある鶴城跡と合わせて「鶴亀城」と呼ばれています。</li> <li>・上甌島里地区には、甌島の領主であった小川氏の墓「小川氏の森」があります。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>【時空】甌島には平家の落人伝説など、武士と関わりある歴史資源が数多く残されています。集落の散策では玉石の積み方の技術に触れることができます。過疎化で空き家が多く、石垣造りの継承や保存のあり方が課題となっています。生活圏であるため、ツアー実施時に私有地に立ち入る際は事前の許可を取り、生活を脅かすことのないよう配慮が必要です。</p>

区分	伝統文化
細区分	伝統芸能、唄
主な自然観光資源	伝統芸能、唄
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・甌島の各地区には、郷土芸能や地域の生活文化に関する様々な唄が伝承されています。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【時空】【ところ】【甌島】各地区には、島で受け継がれてきた唄がたくさんあります。生活の中で誕生したもの、祭事で唄われてきたものなど様々ですが、人口減少から後世に受け継がれていないものも多くあります。ツアーで体験する際は、祭事のマナーなどを参加者に周知することが必要です。また、積極的に参加するように誘導し、積極的に参加しやすい環境づくりをするなどの配慮が必要です。

区分	伝統文化（上甌島）
細区分	伝統行事・祭り
主な自然観光資源	かずら立て（里）、内侍舞（里八幡神社）、武者踊り（里）、さっころ踊り（里）、大敷ばやし（上甌）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地区では、五穀豊穡を祈る伝統行事「かずら立て」が毎年8月に行われています。山から採ってきた葛かずらを束ねて大蛇に見立てた大縄をつくり、白塗の化粧を施した老若男女が地域内を練り歩きます。最後はトグロ巻きにした縄の上で若者たちが舞いを披露します。</li> <li>・里八幡神社では、集落の平和安全、五穀豊穡を願う「内侍舞」が毎年旧暦9月4日の夕方に宵祭、9月5日午前中に本祭が行われています。江戸時代、薩摩藩内の多くの神社に内侍がおり、この内侍の舞いが内侍舞でした。里八幡神社の内侍舞は、浦安の舞いより古い形式であり、県内では十島村の内侍の神楽と比較されます。</li> <li>・「武者踊り」は御国入りの時などの慶祝の行事として普及し、里地区の踊りは出陣、手打地区は凱旋の踊りであると伝えられています。最近では各種行事で踊られるようになっていきます。</li> <li>・「さっころ踊り」は江石地区にまつわる心中物語で初盆の家の慰霊や雨乞いの踊りであり、唄の流れは哀調を帯びていますが、踊りは激しいのが特徴です。一時期は途絶えたものの、昭和46年に復活し、最近では各種行事で踊られるようになっていきます。</li> <li>・「大敷ばやし」は甌島で行われていたブリ漁大敷網漁時に唄われていた唄ばやし（作業唄）でしたが、漁が時代とともに機械化されたことにより、唄も聞かれなくなっていました。昭和50年頃、踊りを振付け、大敷ばやしとして確立し、その後、郷土芸能として保存会が結成され今日に至っています。しりとり式に、いつまでも続くように唄われているのが特徴です。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【時空】【ところ】【甌島】甌島には数多くの祭事が残されています。しかし人口の減少や後継者不足により、祭事の開催が危ぶまれ、課題となって

	<p>います。</p> <p>エコツアーでは甌島の祭りの体験や鑑賞ができますが、伝統行事であるため、それらを脅かすことのないよう配慮が必要です。また、地域住民とツアー参加者の交流の場となるため、積極的な参加ができるよう配慮が必要です。</p>
--	---

区分	伝統文化（下甌島）
細区分	伝統行事・祭り
主な自然観光資源	トシドン（手打（麓・港・本町）、片野浦、青瀬、瀬々野浦、鹿島）、シアノーノー（下甌）、ヤンハ踊り（下甌）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿島町、下甌町では、年越しの行事「トシドン」が受け継がれています。鬼のような面をつけたトシドンが、小さな子どもがいる家々を訪れて叱ったり、諭したりする伝統行事です。下甌町のトシドンはユネスコ無形文化遺産に登録され、国の重要無形民俗文化財に指定されています。</li> <li>・「シアノーノー」とは瀬々野浦集落の大帯姫神社で奉納される踊りです。踊りの由来は、1185年に壇ノ浦で源氏に敗れた平家が、追手の目を逃れてこの地に辿り着き、敗戦の惨めの中で常に追手の目を気にしながらも、いつの日か平家再興の夢を果たすために、後世にその念願を託したものとわれています。</li> <li>・「ヤンハ踊り」とは藩主御遊覧の折、歓迎のため各地域の人々が話し合っって創作したものと推測され、その後は神社への奉納や祝賀行事などに演じられ今日に至っています。奉納踊りはあくまで戦場の踊りとされ、壮年の男性のみで踊られていましたが、昭和10年頃から女性も加わるようになりました。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>【時空】【こころ】【甌島】甌島には数多くの祭事が残されています。しかし、人口の減少や後継者不足により、祭事の開催が危ぶまれ、課題となっています。</p> <p>エコツアーでは甌島の祭りの体験や鑑賞ができますが、伝統行事であるため、それらを脅かすことのないよう配慮が必要です。また、地域住民とツアー参加者の交流の場となるため、積極的な参加ができるよう配慮が必要です。</p>

区分	伝統文化
細区分	甌島の葛布の紡織習俗
主な自然観光資源	ビーダナシ（芙蓉布）、クズダナシ（葛布）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーダナシは鹿児島県の伝統工芸品に指定されている布で、芙蓉の繊維を丁寧に紡いで織り上げています。「ビー」というのは、下甌の方言で「芙蓉布」のことを指します。</li> <li>・クズダナシは、クズで織られた布のことです。農作業の服として用いられていました。</li> </ul>

利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【時空】【こころ】【甌島】 ツアーの中に紡織の語り部やその体験を取り入れることで、甌島の昔の暮らしを感じることができます。伝統的な紡織の技術の伝承が課題となっているため、その習俗を将来に伝えることを念頭においた利用の検討が必要です。
-----------------------	--

区分	伝統文化
細区分	食文化
主な自然観光資源	伝統料理、漁師料理、ナマコ
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甌島には多くの伝統料理（地域の料理）があります。同じ料理であっても、地区ごとに呼び方や盛り付けが違う場合もあります。こっぱ（干したさつまいも）ともち米で作った「こっぱ餅」、ツワブキを煮込んでつくった「つわ」、祝いの日に食べられる「すす（寿司、まぜごはん）」が代表的です。</li> <li>・漁業が盛んな甌島では、水産物を使った様々な漁師料理があります。江戸期に肥前大村藩から移入されたと言われているイリ（ナマコを煮て干したものを）をつくり長崎会所に送り幕府に献上したとされています。漁期は12月20日から31日とされ、クロナマコ・アオナマコの二種類がいます。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【時空】【こころ】【甌島】 甌島には多くの伝統料理があります。人口の減少による伝統料理の衰退が課題となっています。ツアーではこれらを作る体験を実施し、地域住民の方とのふれあいの場を創出します。ツアーの対象地域は島民の生活圏と重なることから、生活空間への不用意な立ち入りなどが無いよう、配慮が必要です。

区分	伝統文化
細区分	集落
主な自然観光資源	集落構造（風対応）、里地区（菌上、菌中、菌下）のしのう小屋の歴史
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地区の集落構造は暴風を防ぐために地下げを行い、高い石垣を備えており、独特の景観を形成しています。また、風対策のために、十字路は少なく、T字路が多いのがまちの特徴です。</li> <li>・昭和40年頃まで甌島西岸の浜には、しのう小屋と呼ばれる北西風を利用して海や山の収穫物を乾燥させ収納する茅葺のほったて小屋が130棟あまり並んでおり、その当時の記録（写真）が残されています。現在その場所は砂浜と松林、道路となっており、その歴史の変遷を感じることができます。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【時空】【こころ】【甌島】 集落の散策などを通して、甌島の暮らしの知恵や生活環境などを学ぶことができます。散策は住民の生活空間で行われることから、生活リズムへの配慮やマナーの徹底が必要です。

区分	生活空間・風景
----	---------



細区分	玉石垣
主な自然観光資源	玉石垣、玉石垣の上の生垣
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甌島は、年間を通じて風が強い地域であるため、先人たちは風を流しやすい平屋で寄棟の家を建て、その周りを高い玉石垣と生け垣で囲いました。今でもその玉石垣と生け垣が残っています。</li> <li>・上甌島の里地区は、東西に丸みを帯びた玉石の海岸線に挟まれ、集落全体が、その玉石を用いた石垣で囲われています。この景色は、玉石の石垣が残る「たましいの島」として、平成21年に「島の宝100景」に選定されました。また、平成28年には、里武家屋敷跡（里麓）の玉石垣が「第3回かごしま・人・まち・デザイン賞（鹿児島県）」の景観づくり部門の大賞を受賞しました。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【時空】【ところ】【甌島】集落の散策を通じ、甌島の特徴的な玉石垣について、歴史的な側面と生活の側面から学習することができます。散策の際は地域住民の生活空間に立ち入ることから、生活リズムへの配慮とマナーの徹底が必要です。

区分	生活空間・風景
細区分	昔の生活跡
主な自然観光資源	棚田・段々畑跡、助八古道
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甌島の山中には昔の生活の痕跡として、至るところに棚田や段々畑の跡が見られ、昔の生活跡の風景が残されています。</li> <li>・助八古道とは、40年前まで島の人達が生活道として使っていた、舗装されていない自然のままの山道です。青瀬のお店や学校に行くために行き来していた瀬々浦の人々にとっては欠かせない生活道でした。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【時空】【ところ】【甌島】甌島の山中には昔の生活の痕跡として、至るところに棚田や段々畑の跡が見られ、甌島の昔の生活に関して学ぶことができます。助八古道では既存のコースを外れることのないよう配慮し、踏み荒らしなどによる周辺の自然環境を脅かすことのないよう注意が必要です。

区分	生活空間・風景
細区分	方言
主な自然観光資源	方言
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甌島の方言は、九州西部(=島嶼部を含む肥前-筑後-肥後-薩摩-大隅にかけての地域)方言の一種で、肥筑方言の特徴と薩隅方言の特徴を併せ持っています。</li> <li>・方言の発音やイントネーションは集落で異なります。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【時空】【ところ】【甌島】近年では方言を使用する人が減少していることから、方言の衰退が課題となっています。ツアーでは地元の住民が方言に積極的に触れる機会を醸成し、方言で交流することを目的としています。

	また、方言の掘り起こしは、昔の音声や映像の解読にもつながり、甌島の歴史を知る上で重要な役割を果たします。
--	--

区分	伝統産業
細区分	漁業
主な自然観光資源	キビナゴ漁、タカエビ漁（下甌）、定置網
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西側を北上する対馬海流と本土との間を南下する甌海流の影響で様々な魚種が回遊しており、好漁場が形成されています。</li> <li>・古くからブリやアジなどを対象とした定置網漁業が営まれ、現在はキビナゴやバショウカジキを対象とした刺網漁業、一本釣り漁業なども盛んに営まれています。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>【自然】【こころ】甌島は西日本有数の好漁場です。ツアーでは漁師体験や釣り体験を通し、甌島の魚に触れることができます。</p> <p>漁場は地域住民の生業の場であることから、それらを脅かすことのないよう配慮し、乱獲しないよう指導する必要があります。</p>

区分	伝統産業
細区分	酒造業
主な自然観光資源	焼酎
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上甌島と下甌島に蔵元が一軒ずつあります。</li> <li>・いずれも鹿児島県産・甌島産の芋にこだわり、昔ながらの製法であるかめ仕込みで生産しています。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>【こころ】甌島では焼酎が生産されており、それらは高い評価を得ています。大人向けのツアーの最中に焼酎を楽しむ機会を設け、特産品に触れる機会をつくれます。</p> <p>未成年者の飲酒が行われないよう注意し、また、適切な環境のもと飲酒を行うよう配慮が必要です。</p>

## (2) その他の観光資源

エコツーリズム推進法における自然観光資源に該当しない一般的な観光資源についても、プログラムで活用できます。

区分	その他観光資源
細区分	歴史・文化施設
主な自然観光資源	甌ミュージアム恐竜化石等準備室、上甌郷土館、下甌郷土館
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下甌島の鹿島支所内には、甌島で発掘された恐竜の化石を中心に、甌島で見つかった化石を常設展示する準備室が設置されています。</li> <li>・上甌郷土館には、上甌島・中甌島で昔から使われていた農具・漁具の歴史を展示しています。</li> <li>・下甌郷土館には、先人達が使用していた日常の生活用具や農林漁業の作業用具、古美術品など 1,200 点余りが陳列され、この地域の歴史的文化を知ることができます。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【時空】甌島で発掘されている化石や甌島の歴史を学ぶことができます。展示品に触れ破損することのないよう、鑑賞に際してのマナーの徹底が必要です。

区分	その他観光資源
細区分	レクリエーション施設
主な自然観光資源	県民自然レクリエーション村、キャンプ場
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上甌島にあるキャンプ場です。</li> <li>・バンガローやテントサイト、テニスコート、ゴーカートなどがあります。</li> <li>・他に瀬尾観音三滝公園キャンプ場があります。</li> <li>・シャワーやトイレ、炊事棟など、設備も充実しています。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】【こころ】様々なプログラムの実施地及び滞在施設としてエコツアーで活用することができます。利用の際は火やゴミは原則持ち帰るなど配慮が必要です。

区分	その他観光資源
細区分	渡船ターミナル
主な自然観光資源	里、長浜、鹿島、手打、中甌（飲食・物販施設）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里港、長浜港、鹿島港は川内、串木野や甌島列島内各港を結ぶ、甌島の玄関口となっており、フェリーと高速船が就航しています。</li> <li>・手打港、中甌港は、飲食・物販の機能を備える場所となっており、中甌港は観光船「かのこ」の出発地にもなっています。</li> </ul>
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	全てのツアーの玄関口として活用されます。渡船ターミナルは島の玄関口であり、ツアーの案内や情報発信の場としての活用が期待されています。住民の生活の場でもあるため、マナーの周知が必要となります。

区分	その他の観光資源
細区分	観光船
主な自然観光資源	観光船「かのこ」
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・甌島には、甌大明神橋やウミネコで有名な鹿島断崖などを周遊できる観光船「かのこ」があります。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】【時空】観光船では海から甌島の雄大な海や地形を体感することができます。 観光船利用にあたっては、乗船マナーや安全に配慮が必要です。

区分	その他の観光資源
細区分	遊漁船
主な自然観光資源	釣り
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・甌島は島内全域が良好な釣り場です。 ・アジ、ミズイカ、アラカブ、クロ、タイなどを釣ることができ、船釣り、地磯釣り、瀬渡しなど、釣り人の希望に対応する遊漁船が運航しています。 ・港の堤防からは上級者だけでなく家族連れも気軽に釣りを楽しめます。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	【自然】【時空】島は西日本有数の好漁場であることから、甌島のエコツーリズムの目玉となりうる自然観光資源のひとつといえます。 海は地元住民の生業の場であるため、それらを脅かすことのないよう配慮が必要です。また、安全のため、救命胴衣及び釣りに適した衣類の着用を呼びかける必要があります。

区分	その他観光資源
細区分	特産品
主な自然観光資源	水産物、水産加工品、農産物、農産加工品、塩、パッションフルーツ、ツバキ油、アロエ加工品、海洋深層水
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・キビナゴやタカエビのほかに、干物（アジ、カマスなど）、岩のり、海藻類、ウニの瓶詰めなど様々な水産物、加工品があります。 ・焼酎、天然塩、アロエ製品などの加工品があります。 ・海の美しい甌島では天然塩がとれます。 ・お土産としても人気が高く、海洋深層水の塩や島みかん入りの塩などがあります。 ・甌島のパッションフルーツは酸味が効いた程よい甘さで、冬場はかなり日持ちが良く、贈答品としても喜ばれています。 ・収穫時期：夏季（7月、8月）、冬季（11月）の年2回で、ジャムやフルーツソースなどの加工品も販売されています。 ・甌島にはヤブツバキが昔から島に自生し、ツバキ油の原料にもなっています。島内産のツバキ油100%の良質なツバキ油製品は、オレイン酸を

	<p>含み、酸化しにくいのが特徴です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アロエはかつて医療が十分に受けられなかった時代、腹痛ややけどをした時など様々な場面で活用されてきました。現在ではお酢やアロエジャム、アロエソルトとして商品開発され、島の人気のお土産品となっています。</li> <li>・九州で唯一取水されている甑島の海洋深層水は、甑島の最南端の手打湾の沖合 4km の水深 375m から取水しています。</li> <li>・甑島の海洋深層水は、にがり、塩、石けん、黒酢、さつまあげなど様々な場面で利用されています。多くの天然ミネラルを含み、体に必要な栄養素を無理なく摂取できます。</li> </ul>
<p>利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項</p>	<p>【自然】【時<sup>とき</sup>空】【こころ】【甑島】甑島では様々な特産品が開発、販売されています。ツアーではこれらの特産品に多く触れる機会を創出します。</p>

### 3. 甌島エコツーリズムの実施の方法

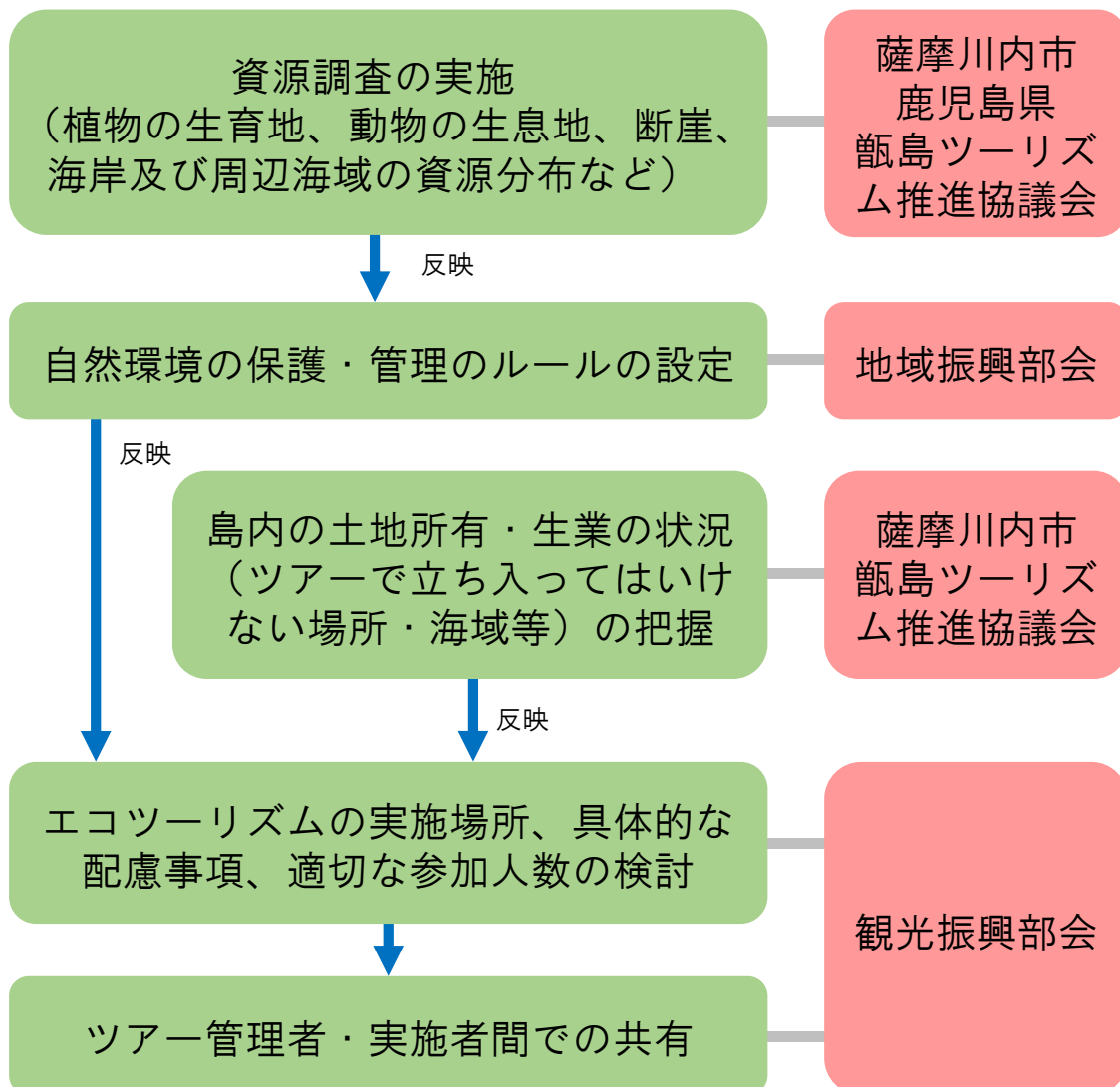
#### (1) ルール

エコツーリズムを推進していくためには、ツアー参加者の安全確保、自然観光資源や地域住民の生活環境の保全がなされなければなりません。そのため、本地域のエコツーリズムのルールを定め、協議会、エコツアーの募集・販売を行う薩摩川内市観光物産協会等のツアー管理者、実際にツアーを催行するツアー実施者、ツアー参加者及び関係事業者がこのルール及び関係法令などを守るように取り組み、協力しながら遵守するものとします。

自然観光資源については、市や県が実施する島内における植物の生育地、動物の生息地、断崖、海岸及び周辺海域の資源分布等の調査を踏まえ、甌島における自然環境の保護・管理のルールを地域振興部会で協議し、自主ルールを定めます。

エコツーリズムの実施にあたっては、このルールや島内の土地所有・生業の状況（ツアーで立ち入ってはいけない場所・海域等）に基づき、参加者を案内する場所、案内してはいけない場所、参加者への注意喚起が必要な場所等について観光振興部会で協議し、ツアー管理者、ツアー実施者間で共有します。

#### < 甌島エコツーリズムのルール設定の流れ >



## ア. ルールによって保護・維持・向上する対象

甌島エコツーリズム推進全体構想では、下記の5区分を保護・維持・向上する対象とし、ルールを設定します。

- (ア) 参加者の安全
- (イ) 自然観光資源の保全・保護
- (ウ) 地域住民の生業・生活環境の保護
- (エ) ツアーの質の向上
- (オ) その他環境全般の保護

## イ. ルール内容及び設定理由

### (ア) 参加者の安全

ツアーにおいて参加者の安全を確保することは最も重要です。加えて、ツアーの快適性は参加者の満足度にも大きくつながるため、ツアー実施者には、下記のルールを設定します。

- ・ ツアー実施者は、ツアー参加者に安全対策について必ず明示・説明を行います。
- ・ ツアー実施者は、参加者に損害保険への加入を求め、事前に処理を終えておくものとします。また、緊急時の対応や連絡先を事前に把握しておくものとします。
- ・ ツアー実施者は、ツアー開催前に下見を行い、自然災害時の避難経路の検討や危険箇所の把握、対策の確認を行い、参加者に注意喚起を行うとともに、安全対策に必要な資材を準備します。特に甌島は海岸や断崖など、足場の悪い場所が多いため、ツアー参加者にツアーの内容に応じた適切な服装や履物、持ち物を事前に連絡します。
- ・ ツアー実施者は、怪我や急病、虫さされなどに備え、必要な救急医療品を準備しておくこととします。
- ・ ツアー実施者は、気象や海域の情報を収集し、波が高い場合などは、参加者に説明を行うとともに、ツアーの中止を決定するものとします。
- ・ 海を活用したツアーを実施する際は、海上の天候の変化や潮の満ち引きの時間を事前に調べておくとともに、ツアー実施地の水深についても事前に確認・説明を行い、水難事故を防ぎます。

### (イ) 自然観光資源の保全・保護

甌島に生息・生育している貴重な動植物の生態系や長年受け継がれてきた伝統や文化を保護するとともに、自然環境に悪影響を与えないために、下記のルールを設定します。

また、参加人数については、ツアーの内容に応じた適切な参加基準を設定するため、観光振興部会においてツアー内容に応じた適切な参加人数の検討を進めます。

- ・ 野生の動植物の捕獲、採取は原則として行わないものとします。特に国定公園に指定されている範囲での捕獲、採取は禁止とします。また、ツアーで立ち入る場所については、土地所有者の了承を得るものとします。

- ・動植物の生態や環境に負荷をかけないようにします。
- ・ツアー実施者は野生動植物の生育・生育環境に悪影響が出ないように、参加人数を設定します。
- ・希少な動植物の生息・生育地を守るため、必要に応じて情報公開は制限します。
- ・海は甌島において重要な生業の場となっています。海洋資源の乱獲を防ぐために、参加人数の設定を行い、さらにゴミは原則持ち帰るなど生態系への影響が懸念される行為を禁止します。
- ・ツアー実施者は、ツアー参加者に対して史跡や建物に傷をつけたり、落書きをしたりしないよう事前に注意を行います。
- ・ツアー実施者及びツアー参加者が甌島に伝わる伝統文化を尊重し、エコツアーでの活用が伝統行事や芸能のあり方を脅かすことのないよう留意します。
- ・史跡や資料は直接触れないように説明方法等を工夫するとともに、直接触れる際は、それを痛めないよう、丁寧に扱うものとします。
- ・ツアー実施者は、外来種の持ち込みを防止するため、ツアー参加者に対して靴の洗浄や消毒等の徹底、ペット持ち込みの禁止の指導等を行います。また、ツアールートでは定期的な外来種のモニタリングを行い、繁殖が確認された場合は駆除を行います。

#### (ウ) 地域住民の生業・生活環境の保護

甌島エコツーリズム推進全体構想においては、島全域をエコツーリズムを推進する地域に定めるため、地域住民のプライバシーの保護と各種トラブルを未然に防止する必要があります。

また、海域は水産業の場でもあることから、資源の保護とともに、生業の場に影響を与えることのないよう配慮する必要があります。以上の理由から、地域住民の協力を得てエコツーリズムをより魅力あるものにするため、下記のルールを設定します。

- ・ツアーを地域住民の住居周辺や生活の場で実施する場合は、事前に地域住民に説明を行うものとします。また、ツアー実施者はツアー参加者に対し、私有地などに無断で立ち入ることのないよう、事前に説明を行います。
- ・エコツアーを地域住民の生業の場（海）で実施する際は、海上の仕掛網などの漁具に触れたり、破損したりすることのないよう説明を行います。
- ・ツアー実施者は、ツアー中に発生するゴミは全て持ち帰るか、又は適切に処分するものとします。また、ツアー参加者が自ら持ち込んだゴミは原則自分で持ち帰るよう、説明を行います。
- ・地域住民とのふれあいもエコツアーにおいて重要なプログラムの一つとなります。そのため、ツアー実施者はツアー参加者が地域住民と積極的に関わりを持てるプログラムを開催するとともに、地域住民の積極的な参加を促すものとします。
- ・エコツアーでは、地元で栽培された野菜や水揚げされた魚介類などの特産品を積極的に活用するものとします。

#### (エ) ツアーの質の向上

ツアーの質の向上は、参加者の満足度と地域の知名度の向上につながることから、質の向上に向けた取組みのルールを下記のとおり設定します。

- ・ツアー実施者は、エコツーリズムの基本的な考え方や本構想の内容を理解しておくものとします。
- ・ツアーの実施にあたっては、適切な参加人数の検討を行うものとします。



- ・ ツアー実施者は、アンケート等の実施により、参加者の感想を把握し、より質の高いツアーになるよう努めます。
- ・ ツアー実施者は、接客業であることを意識し、接客マナーの習得とおもてなしの心を持ち、参加者に接するものとします。
- ・ ツアー実施者は、事前準備や下見を充分に行い、開始時刻やスケジュール概要を参加者に説明を行うものとします。

#### (オ) その他環境全般の保護

火災などの災害の防止及び環境保護のため、下記のルールを設定します。

- ・ ツアーで出たゴミは原則持ち帰り、適正に処分するものとします。
- ・ 火災防止のため、焚き火などはしないようにします。
- ・ エコツーリズムのプログラムで火気を使用する場合は、周辺環境に留意するとともに、消防署に事前の届出を行います。

### ウ. ルールを適用する区域

甕島エコツーリズムでは、ゾーニングを行わず、甕島エコツーリズムの推進地域を島全域及び周辺海域と定めていることから、ルールを適用する区域も島全域及び周辺海域とします。

ただし、エコツーリズムの実施にあたっては、地域振興部会で定める自然環境の保護・管理のルールや島内の土地所有・生業の状況（ツアーで立ち入ってはいけない場所・海域等）に基づき、参加者を案内する場所、案内してはいけない場所、参加者への注意喚起が必要な場所等について観光振興部会で協議し、ツアー管理者、ツアー実施者間で共有します。

### エ. ルールの運用にあたっての実効性確保の方法

ツアー実施者が行うツアーや観光事業者等の取組がルールに適合するよう、次の方法で実効性を確保します。

#### (ア) チェックリストの作成

…各ツアーの実施者が自らチェックできるよう、協議会にて本構想で定めたルールのチェックリストを作成します。

#### (イ) 参加者及び住民への説明

…ツアー実施において、参加者がルールを理解できるよう、ツアー実施者は各ツアー募集時に注意情報を提供します。必要なルールとその説明を行うことにより、参加者の理解を深めるとともに、より協力が得られるようにします。（HPなどを活用）

#### (ウ) 定期的なチェックの実施

…ツアー実施者は、ルールを守っているか定期的にセルフチェックをし、必要に応じ、内容を改善し

ます。

### (エ) ツアー管理者によるアドバイス

…ツアー管理者は、ツアー実施者のツアー実施方法について、定期的にチェックをし、指導及び改善をします。また、プログラムの内容がルールに適合するかどうか観光関係者が判断に迷う場合は、ツアー管理者が相談を受け、適切なアドバイスを行います。

### (オ) ルールの定期的な見直し

…本構想の見直しに合わせてルールの見直しも行います。また、本ルールでは不十分と判断される場合は、問題点を整理し、特定自然観光資源の指定や法令などによる対応も検討します。

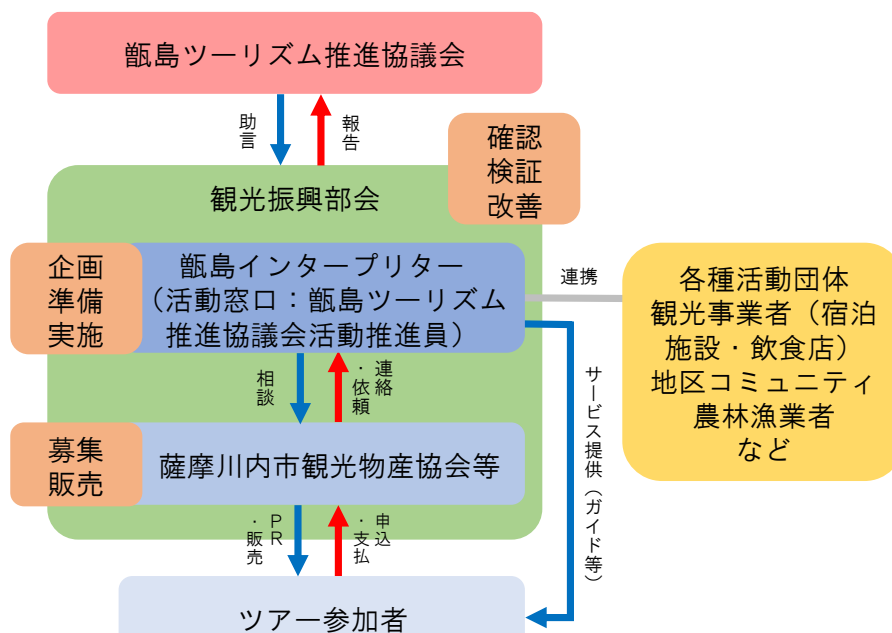
## (2) 案内（ガイダンス）及びプログラム

甕島のエコツーリズムのプログラムの企画やガイダンス（案内）は、甕島インタープリター<sup>5</sup>を中心に実施します。

企画、実施したプログラムについては、観光振興部会においてその内容を共有するとともに、実施結果の検証を行い、それに基づき改善を繰り返すことで質の高いプログラムとなるよう、継続的なブラッシュアップを図ります。

また、プログラムの実施にあたっては、ツアー管理者である薩摩川内市観光物産協会等が窓口となり、島外へのPR、販売等を行います。

## <甕島エコツアーの検討・実施体制>



### ア. エコツアー実施の基本的な考え方

甕島で実施するエコツアーは、甕島内及び周辺海域の多様な自然観光資源と触れ合い、ツアー実施者

<sup>5</sup> 甕島インタープリター：甕島が有する地域資源のことを正しく理解するとともに、エコツーリズムの参加者が何を望んでいるかを適切に判断し、それに応えられる柔軟な対応力や解説技術を持つ人で、42 ページに記載している6つの役割のいずれか、又は複数を担当する人のことをいいます。

や地域の住民との交流や体験を通して、甌島の自然や文化について学ぶものです。

甌島のエコツアーのプログラムにおいては、地域の自然観光資源や滞在コンテンツを効果的につなぎ、甌島ツーリズムのコンセプトである「**こころ・自然・時空**がつながる島」を体感できるようなツアーを企画し、旅行者と住民がともに自然の保護や地域の発展に寄与するものとします。

## イ. 主なプログラムの内容及び案内（ガイダンス）

### （ア）プログラム

甌島エコツーリズム推進全体構想のプログラムは、甌島ツーリズムのコンセプトである「**こころ・自然・時空**がつながる島」を踏襲し、「**こころ**がつながる」、「**自然**がつながる」、「**時空**がつながる」の3つの柱に基づくプログラムを実施します。

また、地域の人々が積極的にエコツアーに参加できるような、甌島の自然、歴史・文化などを次世代に受け継ぐためのプログラムも実施します。

プログラムの実施にあたっては、P29～31 ページに記載している下記の5区分の甌島エコツーリズムのルールに基づき、企画・実践・見直しを行います。

- （ア）参加者の安全
- （イ）自然観光資源の保全・保護
- （ウ）地域住民の生業・生活環境の保護
- （エ）ツアーの質の向上
- （オ）その他環境全般の保護

## ■こころがつながるプログラム

「こころがつながる」では、島民とのふれあい、新たな魅力の再発見を目的としたプログラムを実施します。また、失われつつある甌島独自の伝統文化や記憶を留め、ツアープログラムとして活用することにより、後世に受け継ぎます。

### ⇒食でつながるエコツアー（甌島の食×甌島の自然観光資源）

- ・島の台所：島のお母さんによる伝統料理づくり教室
- ・キビナゴの新鮮朝食体験（キビナゴおびき体験）
- ・甌島の特産品（塩、つけあげなど）を自分で作る体験
- ・無人島でバーベキュー・その場で漁師料理体験

### ⇒人でつながるエコツアー（甌島の人×甌島の自然観光資源）

- ・地元の住民による案内と集落散策
- ・しまなび～島の日常を体感する旅
- ・知られざる漁師の世界！とっておき体験（民泊）
- ・島暮らし・こうして楽しむプログラム～島暮らし体験～
- ・方言で甌島の人とつながろう！甌島の物語を方言で学ぶ・聞く・話す体験

## ■自然がつながるプログラム

甌島は、美しい海、国立公園に指定される手付かずの自然が残されている自然豊かな島で、多くの動植物が生息しています。そのため、「自然がつながる」では、甌島の自然の雄大さを体感し、自然と一体となった体験ができるプログラムを実施します。

### ⇒海でつながるエコツアー（甌島の海×甌島の自然観光資源）

- ・クルーズ船やシーカヤックなどを通じて、海から甌島特有の動物や地形地質を体験
- ・磯遊びや釣り、漁業体験を通じて、甌島の海の生物に触れる・獲る・食べる体験
- ・海で遊ぼう！Let's 観光定置網
- ・海岸漂着ゴミ清掃体験

### ⇒陸でつながるエコツアー（甌島の陸×甌島の自然観光資源）

- ・甌島の夜を楽しむナイトツアー
- ・フォトロゲイニング・フットパスで発見する甌島の絶景ツアー
- ・海浜植物・陸生植物の観察を通じ、甌島特有の植物を見学し、生態を学ぶ
- ・カノコユリ自生地散策ツアー

## ■<sup>と き</sup>時空がつながるプログラム

甌島は 7000～8 000 万年前の上部白亜紀系堆積岩からなる姫浦層群の地層が存在し、国内で初めてケラトプス類の化石が発見された場所でもあります。また、多くの伝説や伝統行事を有し、独自の文化を育んできました。

「<sup>と き</sup>時空がつながる」では、歴史や長い時を経て形成された雄大な土地に触れ、甌島で過ごす「時」を通じて、甌島の現在・過去・未来を体感できるようなツアープログラムを実施します。

### ⇒歴史でつながるエコツアー（歴史×甌島の自然観光資源）

- ・助八古道アイランドトレッキング
- ・武家屋敷散策、武家屋敷での「オープン縁側」体験
- ・武家屋敷散策、郷土料理、郷土菓子体験
- ・伝統行事体験

### ⇒8 000 万年前の<sup>と き</sup>時空つながるエコツアー（化石・地層×甌島の自然観光資源）

- ・化石クリーニング体験
- ・専門家による断崖ウォーキング・地層を学ぶ
- ・甌の玉石でアート体験
- ・海から感じる！8,000 万年前の断崖を見学するシーカヤック・クルージング

## ■ その他のプログラム

甌島は長い年月の中で、親から子、孫に受け継がれてきた生活の知恵、伝統や文化があります。しかし、著しい人口の減少から後継者が減少し、それらの多くが失われつつあります。

そこで甌島エコツーリズムでは、島外のツアー参加者だけでなく、島の住民を主な対象としたエコツアーのプログラムを定め、「甌島」を次世代に受継ぎます。

⇒甌シマ大学（地域住民向け講座）（甌島の住民×甌島の住民）

- ・お母さんからお母さんへ。伝えたいシマの味・家庭の味教室
- ・おじいちゃん、おばあちゃんから孫へ伝えるシマ言葉（方言）、昔の遊び教室
- ・島の魅力再発見ツアー（フォトロゲイニングなど）
- ・島の歴史を掘り下げ、伝える教室（語り部育成）

### （イ）案内（ガイドンス）

一般的に案内（ガイドンス）の方法には、甌島インタープリターが直接参加者を案内し、又は解説する方法のほかに、解説板やパンフレットによる間接的な方法があります。

エコツーリズムにおいては、ツアー参加者とツアー実施者とのふれあいも重視すべきことであると考えられます。そのため、甌島におけるエコツアーにおいては、間接的な案内方法も活用しながら、甌島インタープリターが直接案内・解説をしたり、体験を指導したりする方法を主とします。

### ウ. プログラムの実施場所

甌島で実施されるエコツアーは、甌島の自然や文化への理解を深めるために、島内に点在する自然観光資源をつなぎ合わせ、島の魅力を一体的に体感できるものとなっています。そのため、甌島全域で実施していくものとしします。

### エ. プログラムの実施主体

甌島のエコツーリズムのプログラムの企画やガイドンス（案内）は、甌島インタープリターを中心に実施します。プログラムの実施にあたっては、甌島インタープリターだけでなく、様々な活動団体や観光事業者（宿泊施設・飲食店）、地区コミュニティ、農林漁業者など、多くの地域住民の参加・協力を得るものとしします。

### (3) モニタリング及び評価

エコツアーで活用されている自然観光資源の状況について継続的な点検（モニタリング）を行い、変化の早期発見に努め、改善を行い、自然観光資源の保護を図ります。

ツアー管理者は、ツアー実施者に対して、ツアーの適切な実施における管理・指導を行うとともに、ツアー実施者はツアーの下見や実施時等において気づいたことがある場合、速やかにツアー管理者に報告するものとします。

ツアー実施者からツアー管理者に報告されたモニタリングの結果は、観光振興部会において共有し、改善方法等を検討した上で、その内容に基づき、ツアー管理者・ツアー実施者が対応を行います。

モニタリング結果及びその対応については、観光振興部会から協議会に年に1回報告するとともに、必要に応じて地域振興部会においてもモニタリングを実施し、その内容を協議会へ報告します。

これらの内容を協議会で評価した上で、協議会から観光振興部会（ツアー管理者・ツアー実施者）に対し、改善方策等の助言を行います。

#### ア. モニタリングの対象と方法

モニタリングの対象は下記の6区分とし、モニタリング結果の報告の際には報告書を作成し、報告者氏名（所属）、日時、場所、内容など（現場の状況）を記載することとします。

##### （ア）動植物の生息地・生育地

【留意点】植物の開花状況、外来種の侵入・定着状況、希少種の盗掘、動物の確認状況、ゴミ等の投棄 など

##### （イ）伝統文化

【留意点】各地区の祭り等の実施時期、伝統文化の担い手の状況、古文書の保存状況 など

##### （ウ）生活空間・風景

【留意点】ツアー実施による民家、生垣、石垣等の破損、まちあるき実施場所の清掃状況 など

##### （エ）地域住民の状況

【留意点】各種活動の状況、ツアー参加者の私有地への侵入、地域住民からの苦情 など

##### （オ）海域環境

【留意点】魚種、漁獲量等の状況、許可のない魚介類の採取、危険行為、漂着ゴミの確認 など

##### （カ）その他（地形・地質、自然景観、史跡など）

【留意点】危険箇所、地形の変化、化石の状態、史跡の保存状態、眺望を遮る木々の状況 など

## イ. モニタリングにあたっての各主体の役割

モニタリングにあたる主体は、下記の7区分とします。

### (ア) ツアー管理者（薩摩川内市観光物産協会等）

- ・ ツアー実施者がツアーを正しく実施しているかなどの管理を行い、問題点があった場合は改善を求めます。
- ・ ツアー参加者を対象としたアンケートを適宜実施し、満足度や問題点などを把握・分析することで、エコツーリズムの推進に反映します。
- ・ 観光振興部会においてモニタリングの結果を共有し、改善方法等を検討します。

### (イ) ツアー実施者（甌島インタープリター）

- ・ ツアーの下見や実施の際の、自然観光資源の変化や問題点を把握し、ツアー管理者に報告します。
- ・ ツアーで活動する場所や対象に対するツアーによる影響を把握し、ツアー管理者に報告します。
- ・ 生業の場でのツアー実施の際は、資源の乱獲をしないよう注意し、ツアーによる影響を把握し、ツアー管理者に報告します。

### (ウ) ツアー参加者

- ・ ツアーで実施する簡易調査などに協力するものとします。

### (エ) 有識者・専門家

- ・ 鹿児島大学、鹿児島県立博物館等の県内の学術機関と連携体制を構築した上で、各部会と連携してモニタリングに協力するとともに、専門的な知見から、評価及び調査を実施します。

### (オ) 部会

- ・ 必要に応じて、地域振興部会においてモニタリングを実施し、モニタリングの内容を検討した上で、協議会へ報告します。

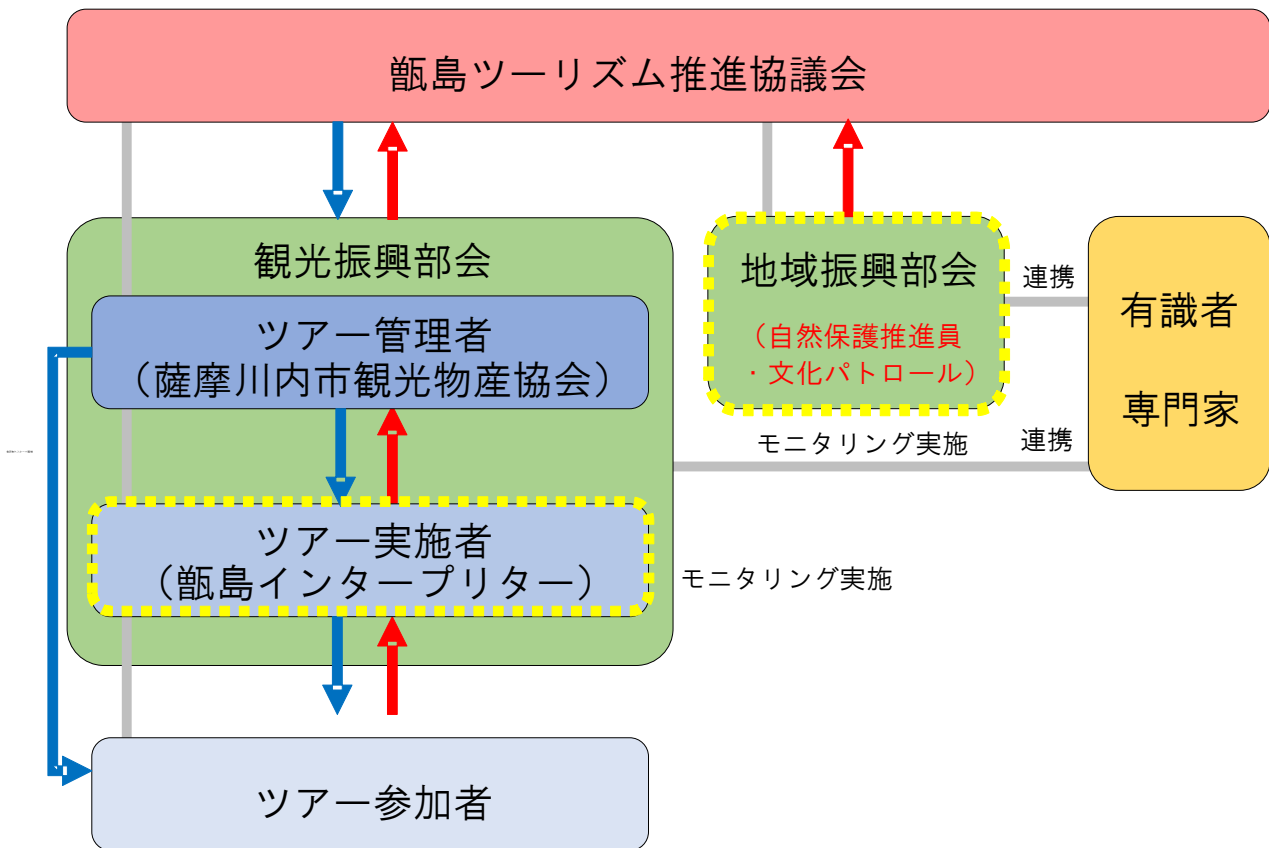
### (カ) 協議会

- ・ 観光振興部会からモニタリング結果及びその対応の報告を受け、その内容を協議し、助言を行います。
- ・ 地域振興部会が実施したモニタリングの結果の報告を受け、改善方法等を協議します。

### (キ) その他

- ・ 鹿児島県が設置する「自然保護推進員」と薩摩川内市が推進する「文化パトロール」という自然保護及び文化財保護の活動を通し、自然及び文化財の適切な利用について必要な情報の提供を行うとともに、地域住民などに対して自然保護及び文化財保護思想の普及高揚を図ります。

## ＜モニタリング及び評価の体制図＞



### ウ. 評価の方法

モニタリング調査や各主体から報告された情報を元に、次の項目について観光振興部会において定期的に共有、改善方策等の検討を行い、その内容を年度末に開催される協議会へ報告します。

また、地域振興部会においても必要に応じてモニタリングを実施し、上記と同様にその内容を協議会へ報告します。

- ・ エコツアーの実施が、自然観光資源に与えている影響の有無と程度
- ・ 自然観光資源の保護や継続上の課題の有無と程度
- ・ 対策の方向性及び内容

評価は年に一回、協議会にて実施するものとし、必要に応じて専門家等に意見を求め、観光振興部会（ツアー管理者・ツアー実施者）に対し、改善方策等の助言を行います。

### エ. 有識者・専門家等の関与の方法

専門家や研究者は各部会と連携・協力し、ツアー実施者の報告に関する評価、改善の方法の提案を行います。また、必要に応じて部会が実施するモニタリングへの同行調査や講習会などの講師として関与します。



## オ. モニタリング及び評価の結果の反映の方法

### (ア) 周知と指導

ツアー管理者は、ツアー実施者に対して必要な対策について周知・指導を行います。また、エコツアーの実施方法の改善を図り、自然観光資源にできる限り負荷を与えないよう努めます。

### (イ) 関係機関との協力による対応の検討

ツアー管理者は、モニタリングで明らかとなった問題点の改善やエコツアー実施方法の改善などに際し、ツアー実施者では対応が難しい場合は、協議会や各部会及び行政機関、専門家の協力を得ながら対応を検討します。

### (ウ) 特定自然観光資源指定の検討

協議会は、モニタリング及び評価の結果、自然観光資源を保護するための制限が必要と判断された場合は、特定自然観光資源の指定を検討します。

## (4) その他

### ア. 主な情報提供の方法

次の方法により、甑島のエコツーリズムに関する情報を地域内外に幅広く提供します。なお、地域の情報をわかりやすく、かつ、魅力的に伝えるために、ビジョンの「戦略③：効果的な情報発信」を踏まえ、対応します。

#### ビジョン【戦略③：効果的な情報発信】

ターゲットと合わせて、「旅マエ時」、「旅ナカ時」等の発信時期を想定して、地域資源や体験プログラム、サービス等に関する情報コンテンツの充実を図り、的確な情報の整理・発信を行う。

ターゲットに合わせて柔軟な情報提供を行うとともに、甑島ツーリズムの担い手が同じ方向を向いて各自の取組を推進できるように、共通意識をもって情報発信ができるような仕組みも整備する。特に今後は将来のインバウンド対応等を見据えて、国外にも甑島の魅力を幅広く発信する。

また、今後も島内事業者や甑島インタープリター等の活動により、地域主体の滞在コンテンツ等は増加すると見込まれる。したがって、甑島に暮らす誰もが情報発信できるような仕組みやツール作成を検討し、地域から甑島の魅力を直接ターゲットへ伝えることができるようにする。

#### (ア) 地域住民及び地元事業者への情報提供

地域情報誌の活用や、協議会広報、地域の住民・事業者向けのリーフレットなどを通して、甑島エコツーリズム推進全体構想の内容やプログラムについて、情報提供・周知を行います。

#### (イ) 地域外への情報提供

薩摩川内市観光物産協会が中心となり、島外からのツアー参加者に向け、ホームページやマスメディア等を活用し、効果的な情報発信を行います。

##### a. ホームページの活用

- ・薩摩川内市観光 WEB サイト「こころ」などリニューアルし、エコツーリズムの情報の集約化と発信を行います。

##### b. SNS の活用

- ・フェイスブックやインスタグラムなどの SNS を活用し、甑島の情報発信を行います。また、SNS を通じた地域住民及び来訪者、来訪予定者が情報共有できるような仕組みづくりを行うとともに、「口コミ」による旅行客の増加に努めます。

##### c. マスメディアの活用

- ・マスメディアを活用した情報発信は広範囲にわたる情報提供が可能であり、さらにその効果は大きいと言えます。魅力あるエコツーリズムに取り組むことにより、マスメディアの注目を得るような機会を創出し、甑島の魅力やエコツアーの情報を発信します。

##### d. 観光関連施設（宿泊施設、販売店、交通機関）への情報提供

- ・各観光関連施設に甑島エコツーリズムに関する情報提供を行い、島全体で甑島エコツーリズムに積極的に取り組む機運を醸成します。

### イ. ガイドの育成及び研さんの方法

エコツーリズムにおいて、ガイドは参加者と直接交流を行いながら、地域の魅力や文化を伝えるとともに、楽しみや感動を提供する重要な役割を担っています。

薩摩川内市では平成 27 年度から「薩摩川内市観光ガイド公認制度」を設け、ガイドの育成と質の向上に努めています。薩摩川内市観光ガイドは a.スタンダードガイド、b.スペシャルガイドの 2 種類に分類され、それぞれ下記のような登録基準を満たすものとしています。

また、平成 28 年度からは甕島におけるエコツーリズムの実施主体となる人材の養成を目的として、「甕島インタープリター認定制度」を設け、甕島を案内するだけでなく、そのツアーやプログラムの企画、実施のためのコーディネート、情報発信など、甕島エコツーリズムを進めるために必要不可欠な各役割を島内で担うための人材の発掘、育成に努めています。

上記の薩摩川内市公認観光ガイドと甕島インタープリターの両認定制度において両方登録された者は、エコツーリズムガイドとして活動しています。

ガイドの窓口は、薩摩川内市観光物産協会等であり、ツアープログラムの内容に応じた適切な人材の選定、派遣等を行います。

## (ア) 薩摩川内市観光ガイド公認制度

### a. スタンダードガイド (第 1 種)

…下記の要件を満たすガイドをスタンダードガイドとして公認します。

#### 【要件】

- ・ 救護、自然公園、環境保護、安全管理、観光資源に関する知識、スピーチ、実地などの基礎研修 (全 5 回) の全てを受講した者
- ・ 登録時点で 3 年以上市内に居住している者
- ・ 前年に継続研修会を 1 回以上受講した者

### b. スペシャルガイド (第 2 種)

…第 1 種の要件に加え、次の要件も満たす者をスペシャルガイドとして公認します。

#### 【要件】

- ・ ガイドが、ツアー参加者や第三者の身体や財産に損害を与え、法律上の賠償責任を負った際に備える保険 (賠償責任保険) に加入している者
- ・ ガイド中のツアー参加者のケガ又は死亡に備える保険 (傷害保険) に加入している者
- ・ 全国的に認知されている専門協会に所属した有資格者

## (イ) 甕島インタープリターの養成

平成 28 年度から平成 30 年度にかけて 1 期、2 期に分けて実施した甕島インタープリター育成講座の全カリキュラムを修了した者を甕島インタープリターとして認定するなど、インタープリターの確保に向け随時募集を行っています。

甕島インタープリターの役割の一つとして、エコツーリズムガイドがあり、甕島を単に案内するだけでなく、甕島の自然や、そこに暮らす人々の様々な文化、また、それを今より良い形で残していくためにはどうするべきかを、対象者によって伝え方を変え、対象者の満足を得る解説技術をもつ人材として養成しています。

甕島インタープリター育成講座では、講義や現地での解説に加え、ツアープログラムの企画・実践を

受講生自らが行うことで、資源の保護と活用の両方の視点からの多様なメニューづくりや様々な対象者に応じた資源の魅力や楽しみ方の提供の仕方について、実践を積み上げながら学んでいます。

また、甌島インタープリター認定者を対象にフォローアップ講座を毎年度開催しており、専門的な知見、解説技術、情報収集・発信能力などのスキルアップができる機会を継続的に設けています。

#### ＜甌島インタープリターの6つの役割＞

##### ①エコツアーガイド（甌島エコツアーガイド）

エコツアーガイドとして参加者を案内する。

##### ②データ蓄積（分野・地域専門家）

エコツアーで活用する地域資源のデータの蓄積を行うとともに、その資源が失われないよう適切な管理、伝承を行う。

##### ③エコツアーの企画・プログラムづくり担当

エコツアーの企画、プログラムづくりを行う。

##### ④コーディネーター（手配・調整）

エコツアーを円滑に進めるためのコーディネート（手配、調整）を行う。

##### ⑤コンシェルジュ（案内窓口）

エコツアーの参加者の要望にきめ細かく対応するコンシェルジュ（案内窓口）を行う。

##### ⑥外商・営業（販売・PR窓口）

エコツアーのターゲットを明確に絞り込み、島外へ営業、情報発信を行う。

### （ウ）地域住民おもてなし講座

ツアー参加者と地域住民との触れ合いは、プログラム内容の充実だけでなく、参加者の記憶に残るエコツアーになることが期待されます。甌島エコツアー推進全体構想においては島全域がエコツアーの推進地域となっていること、また、住民主体の甌島エコツアー推進全体構想の推進を目指していることから、地域住民の意識をさらに高める必要があります。

そのため、地域住民を対象とした「おもてなし講座」を実施し、地域が一体となり、甌島エコツアー推進全体構想に取り組む地域づくりを進めます。

### ウ. 新規参入事業者への対応

協議会は、新規参入を希望する事業者に対し、全体構想のルールなどを守るよう求めるとともに、地域の発展に向け、協力してエコツアーを進めます。

## 4. 自然観光資源の保護及び育成

### (1) 特定自然観光資源の指定

甌島内では現状において様々な法令が適用されていることから、概ね自然観光資源の保護が図られていますが、今後特定自然観光資源の指定が必要と判断された場合、エコツーリズム推進法第8条に基づき、特定自然観光資源の指定を行うものとします。

### (2) その他の自然観光資源

#### ア. 自然観光資源の保護及び育成の方法

自然観光資源の保護及び育成の方法は、本全体構想に定めた自然観光資源のモニタリングに基づき、影響や変化、問題点などを把握し、協議会にて改善方法の協議・確認を行うものとします。

また、協議会、部会、専門家などの関係者が普及活動などを行い、自然観光資源の価値が損なわれないよう取組を進めるとともに、地域で自主的に行われている保護活動や美化活動を促進します。

#### イ. 自然観光資源に関する主な法令及び条例

自然観光資源の保護などに関する主な法令及び観光に関する計画・経過は以下の通りです。

##### 法令

名称	指定区分	対象地域・物等	制限される内容・推進する事項
自然公園法	甌島国定公園	島内ほぼ全域	工作物の新改増築、木竹の伐採、植物の採取、鉱物や土石の採取等の制限
森林法	保安林	民有林	立木の伐採、家畜の放牧、下草・落葉・土石・樹根の採取、土地の形質の変更（掘削、盛土等）等の制限
文化財保護法	文化財	天然記念物、有形文化財、無形文化財等	現状の変更や保存に影響を及ぼす行為の制限
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	全域	全域・野生鳥獣	捕獲の禁止等

名称	指定区分	対象地域・物等	制限される内容・推進する事項
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	全域	全域・特定外来生物	飼育・栽培・保管・運搬・譲渡し・譲受け（販売）、野に放つこと等の禁止
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	全域	全域・希少種野生動物種	希少野生動植物種の個体等の捕獲等の禁止、譲渡し等の禁止、輸出入の禁止、陳列・広告の禁止
旅行業法	全域	全域	旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進等（旅行業法第1条（目的）より抜粋）
旅館業法	全域	全域	利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービス等（旅館業法第1条より抜粋）
道路交通法	国道、県道、市道、私道	全域	ツアー参加者等の交通安全の確保など
道路運送法	国道、県道、市道、私道	全域	ツアー参加者等の輸送の安全確保等
道路法	国道、県道、市道	全域	ツアー等の実施における通行安全の確保等
海上運送法	甕島国定公園	海域	ツアー参加者等の輸送の安全確保等

## 条例

名称	指定区分	対象地域・物等	制限される内容・推進する事項
鹿児島県希少野生動物の保護に関する条例	全域	全域	個体の捕獲、採取等の制限
指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例	全域	全域	指定外来動植物による生態系に係る被害の防止
文化財保護条例	文化財	天然記念物、有形文化財、無形文化財等	現状の変更や保存に影響を及ぼす行為の制限
景観条例	全域	全域	木竹の伐採や土砂石の採取制限及び建築物の建設に際する高さの制限等
郷土館条例	郷土館	上甕郷土館 下甕郷土館	郷土館の維持管理及び入館許可
環境保全条例	全域	全域	環境負荷の低減を図るための規制及び効果的な地球環境保全の対策
環境基本条例	全域	全域	市民が健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境の確保
環境美化推進条例	全域	全域	美しい自然及び良好な生活環境を確保する為の施策の推進

## 計画・経過

年次	薩摩川内市
平成 21 年度	観光元年の宣言
平成 22 年度	薩摩川内市ブランド・シティセールス推進計画の策定
平成 23 年度	ぽっちゃん計画【地域おこし協力隊活動計画】(第 1 期) 開始
平成 25 年度	ぽっちゃん計画【地域おこし協力隊活動計画】(第 2 期) 開始
平成 26 年度	甕島ツーリズムビジョン策定 甕島国定公園指定
平成 27 年度	薩摩川内市観光ガイド公認制度開始
平成 28 年度	甕島インタープリター認定制度開始、育成
平成 29 年度	甕島インタープリター認定
平成 30 年度	甕島インタープリター育成・認定 (第 2 期生)
令和元年度	第 2 次甕島ツーリズムビジョン策定

## 5. 協議会の参加主体

### (1) 協議会に参加する団体の名称又は氏名

行政、住民、地域団体に加え、甌島エコツーリズム推進全体構想をマネジメントする組織の連携によって持続可能性の高い体制を構築します。また、協議会が定める「エコツーリズムに関する有識者などの手配」によって招聘する有識者との連携を図り、地域の組織全般に対して助言を頂き、円滑にエコツーリズムを推進していきます。

組織団体名	部会	役割
薩摩川内市	会長	全体総括
里地区コミュニティ協議会	地域振興部会	自然環境保全活動、甌島の生活・文化の調査研究・教育活動などの地域づくり活動
上甌地区コミュニティ協議会		
手打地区コミュニティ協議会		
子岳地区コミュニティ協議会		
西山地区コミュニティ協議会		
内川内地区コミュニティ協議会		
長浜地区コミュニティ協議会		
青瀬地区コミュニティ協議会		
鹿島地区コミュニティ協議会		
(株)薩摩川内市観光部産協会こしきしま事業部(下甌支店)		
(株)薩摩川内市観光物産協会	観光振興部会	エコツアーの企画・情報発信、ガイド人材の育成などの観光振興活動
(株)薩摩川内市観光物産協会こしきしま事業部(上甌支店)		
甌島商船(株)		
南国交通(株) 上甌事業所		
甌島ホテル・旅館組合		
県建設業協会 甌島支部		
甌島漁業協同組合		
薩摩川内市商工会		
鹿児島県北薩地域振興局	建設部甌島支所長	指導・助言・支援
環境省 九州地方環境事務所 国立公園課	課長	
鹿児島県 環境林務部 自然保護課	課長	
鹿児島県立博物館	学芸主事	



## (2) 各部会の役割

協議会は、各組織の長などからなる合意形成の場となっています。甌島エコツーリズムの推進に当たっては、住民が主体となり地域に根ざした協議と活動を行うことが必要であるため、「地域振興部会」と「観光振興部会」の2つの部会を設け、その下に取組み案件に応じた実行部隊として活動グループを組織し、住民主体の協議、活動を推進していきます。

各部会の主な役割（活動内容）は次の通りです。

### 【地域振興部会：地域振興に係る取組の推進】

#### ○環境保全グループ

- ・ 島内の自然環境保全のルールづくり、モニタリングの実施
- ・ 環境保全活動、環境美化活動の推進
- など

#### ○地域づくりグループ

- ・ 地区コミュニティ協議会を中心とした取組の推進
- ・ 地域間の連携体制の構築・地域関連に関すること
- ・ 甌島の地形、地質、化石の調査研究・教育活動（恐竜化石博物館構想に向けた取組等）
- ・ 甌島の生活・文化の調査研究・教育活動（方言、文化財等の保存・伝承等）
- ・ 教育機関等との連携体制の構築
- など

### 【観光振興部会：観光振興に係る取組の推進】

#### ○観光案内グループ

- ・ 観光案内の実践、スキルアップ
- ・ 公認観光ガイド、甌島インタープリター等の連携体制の構築
- ・ 甌島の資源を生かした観光コンテンツ・ツアーの企画・調整・実践（エコツーリズムの推進）
- など

#### ○観光推進グループ

- ・ おもてなしの実践、スキルアップ
- ・ 各種事業者の連携体制の構築
- ・ 甌島のPR・情報発信、イベント企画・実践等の各種事業の推進
- など

# 甌島ツーリズム推進協議会体制図

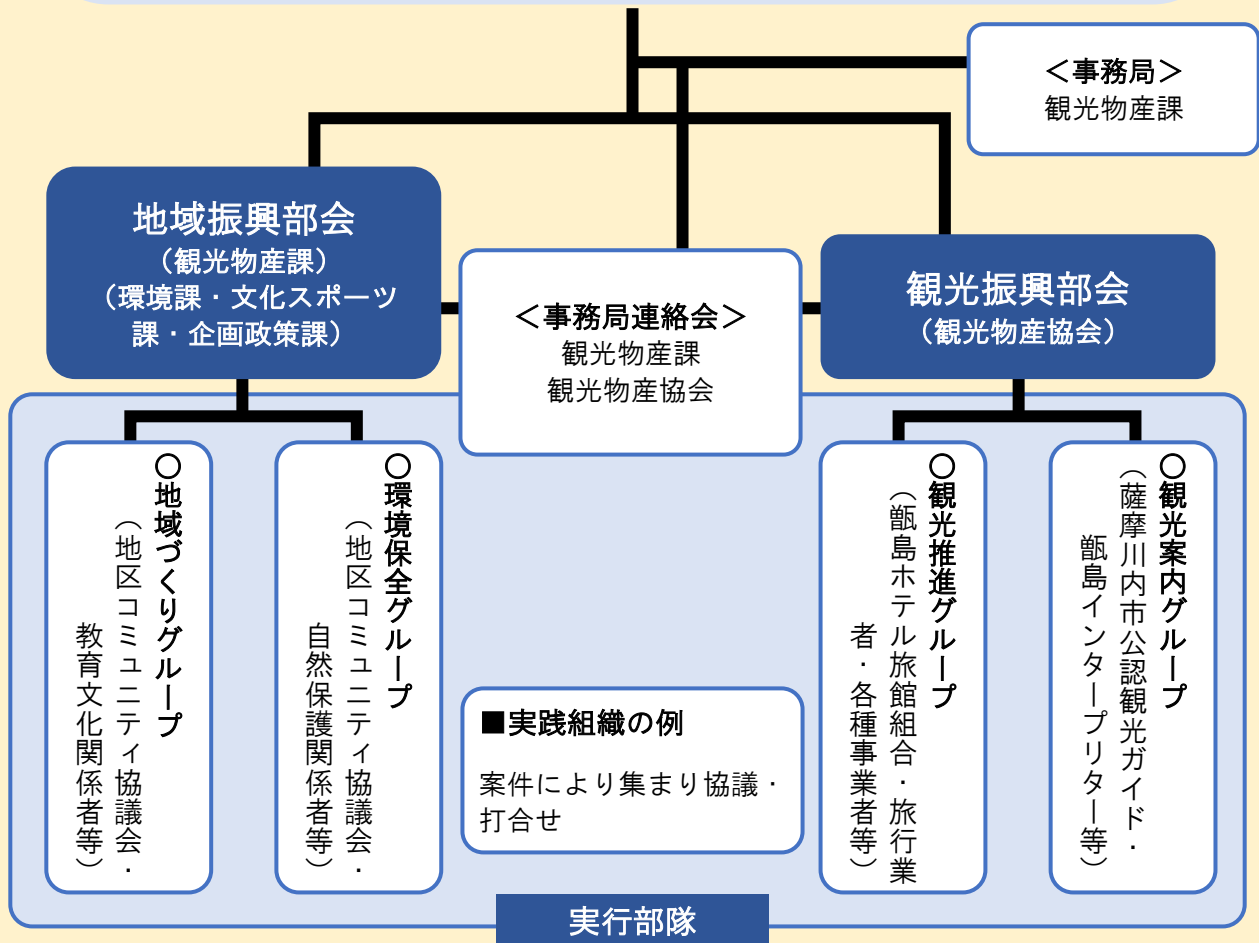
## 甌島ツーリズム推進協議会

会長 薩摩川内市長

### 協議会構成メンバー

アドバイザー  
各大学・専門家

- 団体
  - ・ 地区コミュニティ協議会 ・ 甌島ホテル・旅館組合
  - ・ 県建設業協会甌島支部 ・ (株)薩摩川内市観光物産協会
  - ・ 薩摩川内市商工会 ・ 甌島商船(株) ・ 南国交通(株) ・ 甌島漁業協同組合
- 国
  - ・ 環境省
- 県
  - ・ 自然保護課 ・ 県立博物館 ・ 北薩地域振興局
- 市
  - ・ 薩摩川内市



## 6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項

### (1) 環境教育の場としての活用と普及啓発

環境教育は、人間と環境の関わりについて正しく理解し、保護に配慮した持続的な社会を実現するために欠かすことのできない取組です。

特に甌島ではコシキトゲオトンボやクロマチウム、サンコカンアオイといった甌島特有の動植物が生息・生育しています。また、白亜系姫浦層群という特異な地層を持つ断崖からは化石が発掘され、約8000万年の歴史を肌で感じることもできる、ほかでは類を見ない学習の場となっています。薩摩川内市では「恐竜化石活用事業」に取り組んでおり、特に化石の発掘が盛んな鹿島地区の「甌ミュージアム準備室」を拠点として、発掘から化石のクリーニングに関する一連の流れを学習する環境をつくっています。

そのため、甌島エコツーリズムでは次の項目を設定し、環境教育を推進します。

環境教育は学校教育だけでなく、地域住民が守り活用するために自然や文化に目を向け、守る意識を育てる場として、公民館やコミュニティセンターを活用した社会教育活動も行います。

- ・学校における出前授業などによる環境に関する知識・技能の教育支援
- ・教育旅行の受け入れにおける環境教育の実施
- ・地域住民に対する理解の促進

### ア. 案内（ガイドンス）及びプログラムの実施にあたっての留意点

環境教育の場として活用と普及啓発を図るため、案内（ガイドンス）及びプログラムの実施に当たっては、次の点に留意します。

#### (ア) ツアー実施者及び地域住民に対する理解の促進

ツアー実施者や地域住民が、地域の環境問題を正しく理解していることが重要です。特にツアー実施者は、専門家からの助言を得るなどし、環境問題への理解を深めます。また、地域住民へのエコツアーへの積極的な参加を促し、地域住民が環境問題への理解をさらに深める取組も進めます。

#### (イ) 環境負荷のより低いツアーに向けた取組の推進と普及啓発

ツアー実施者は、エコツアーを企画・実施する際、極力ゴミが出ないように、マイ箸、マイボトルの利用などのプログラム構成に努めます。また、自然観光資源観察の際も観察方法に配慮するなど、環境負荷の小さいツアーを実施します。

#### (ウ) 楽しみながら環境を考える機会を与えるツアーの実施

甌島滞在におけるアクティビティのひとつとして、ツアー参加者が環境を考えながらツアーを楽しむことができるようにするのも重要な要素です。楽しみながら自然と関わりあう機会を創出することで、環境問題への理解や関心を深めるよう留意します。

#### (エ) 地域住民同士が資源を守り伝えていくための取組

甌島には希少な動植物や地形・地質だけでなく、島で受け継がれてきた歴史や文化があります。

それらを地域住民同士が伝え合いながら、守り続けていくこともエコツーリズムの重要な要素です。昔から行われてきたお祭りや、地域で伝えられてきた唄や行事、方言や暮らしの知恵を後世に受け継ぐ機会を創出することで、地域住民が島の魅力を再認識し、理解を深めるよう努めます。

## (2) 他の法令や計画等との関係及び整合

### 主な関連法など

前述の「4. 自然観光資源の保護及び育成」にリストアップしている各種法令・計画のほか、漁業法及び離島振興法との調整を図りながら、エコツーリズムを推進していきます。

名称	指定区分	対象地域・物等	制限される内容・推進する事項	担当部局
漁業法		漁業権が設定されている海域	漁具を壊したり、漁業の邪魔をする行為、漁業権の対象となっている魚や貝を捕る行為、魚や貝にとって有毒な物質を流したり、死なせる行為等の制限	鹿児島県
離島振興法			離島の自立的発展の促進や島民の生活の安定及び福祉の向上等	国土交通省
有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島の維持に関する特別措置法			有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持	内閣官房総合海洋政策本部

## (3) 農林水産業や土地の所有者等との連携調和

### ア. 農林水産業などとの連携方策や配慮事項

#### (ア) 連携方策

ツアー実施者は、島内で産出される農林水産物のツアーへの積極的な活用を進めます。また、農山漁村滞在旅行をビジネスとして実施できる体制（農泊推進体制）を整備し、滞在交流型の観光へと誘導していくことも重要です。農林水産業や土地所有者などと連携して推進することにより、六次産業化の動きを取り入れ、地域産業の活性化やツアー内容の充実につながるプログラムを企画し、効果的にエコツーリズムを推進します。

## (イ) 配慮事項

- ・ツアー実施者及びツアー参加者は、他人の所有地や農地、林地への無断立ち入りをしないようにします。
- ・甌島の基幹産業の漁業をはじめとした生業の場・生活の場に影響を与えることのないよう、資源管理なども含め十分に配慮し、エコツーリズムを推進します。

## (4) 地域の振興

### ア. 地産品の活用

ツアー実施者が、ツアーで使用する商品や飲食物などは、島内で生産・製造されたものを積極的に利用し、商品の特徴や良さを参加者へ説明することにより、地域振興にもつながり、参加者も納得して商品の購入をすることができます。

特に甌島では漁業が盛んであることから、そこで、島を訪れた人が甌島の海産物を知る、食べる、買う場を創出し、「甌島ブランド」の知名度を高める取組を進めます。

### イ. 滞在日数増加のための取組

協議会や観光関係者は、ツアーへの参加者増加や、参加者の宿泊や連泊型の滞在利用につながるよう、甌島内で実施されるツアーの情報提供を行います。

### ウ. リピーター増加のための取組

ツアー実施者は、ツアー参加者に対して、本地域の自然観光資源やエコツアーの魅力、季節ごとの魅力を積極的に情報発信することにより、滞在時間を増やしたり、再訪するような取組を進めます。

### エ. 島内外との交流促進への取組

地域振興において、島内外の交流促進は欠かせないものとなります。そのため受け入れ環境の向上を目的とした、レンタカー・タクシー・コミュニティバスといった島内移動手段の整備や海上交通の利用環境の向上と安定航行の確保に努めます。

また、甌島へと就航するフェリーや高速船の出航地である串木野新港及び川内港ターミナルと、川内駅を結ぶシャトルバスなどの利用環境の改善に努め、本土から甌島へのアクセスの利便性の向上を目指します。

### オ. 人材育成への取組

エコツーリズムを効果的に推進していくためには、甌島エコツーリズム推進全体構想のマネジメントを担う人材の確保が重要な課題となってきます。そこで地域の魅力を効果的に伝える人材を育成するとともに、UIJ ターン者の積極的な受入れを実施します。地元ならではの視点と高度な知識による観光ガイドの育成など、若者の雇用環境の整備と所得の向上を目指した取組を進めるとともに、語り部の育成など甌島の伝統や文化を語り継ぐ人材の育成にも取り組みます。

また、将来を見据えた人材育成の一環として中学校への出前授業などを行い、未来へとつながる人材育成に取り組みます。

## カ. 外国人旅行客受入れへの取組

外国人旅行客が甑島に來訪した際に滞在しやすいよう、外国語対応の情報発信の充実や、外国人観光客向けの案内など島内受入れ環境の整備に取り組みます。

### (5) 地域住民の生活等に対する配慮

島全域を、エコツーリズムを推進する地域に定めるため、地域住民のプライバシーを守ることが重要となります。

ツアー実施者及び参加者は、ツアーが地域住民の生活や文化に悪影響を及ぼさないように配慮します。

また、島で受け継がれてきた唄や行事、方言や暮らしの知恵を後世に受け継ぐ機会を創出し、地域住民が島の魅力を再認識し、理解を深めるとともに、それらを地域住民同士が伝え合いながら、守り続けていくことを目指します。

### (6) 安全管理

ツアーにおいてツアー実施者自身や参加者の安全を確保することは最も重要です。

前述のルール「ア 参加者の安全」に加えて、ツアー実施者自身も安全には十分に気をつけるよう周知に努めます。

### (7) 全体構想の公表

全体構想を作成し、又は変更したときは、市の広報誌、ホームページ等により公表を行います。

また、出前講座等の活用により、各地にてビジョンと甑島エコツーリズム推進全体構想の説明及び周知に努めます。

### (8) 全体構想の見直し

協議会は、全体構想について毎年点検を行い、概ね5年を目途に全体構想の見直しを行います。ただし、早急に改善することが必要と判断された場合は、速やかに見直すこととします。

### (9) 協議会の公開

協議会の会議については、原則としてこれを公開します。

### (10) その他

新たに協議会の構成員に加わる意思の申し入れがあった際の手続きや、協議会の透明性の確保など、協議会の組織及び運営に関し必要な事項については、今後協議会の規約に定めることとします。

## 7. 資料編

### (1) 自然観光資源の所在地リスト

No.	細区分	主な自然観光資源	所在地
1	鳥類	チュウサギ	甌島全域
		クロツラヘラサギ	甌島全域
		ミサゴ	甌島全域
		ハイタカ	甌島全域
		サシバ	甌島全域
		ハヤブサ	甌島全域
		セイタカシギ	甌島全域
		カラスバト	甌島全域
		ウミネコ	甌島全域
		メジロ	甌島全域
2	昆虫類	コシキトゲオトンボ	甌島全域
3	魚類など	キビナゴ	甌島全域
		タカエビ	薩摩川内市下甌町
		バショウカジキ（秋太郎）	甌島全域
		カンパチ（養殖）	薩摩川内市里町
		ブリ	甌島全域
		カキ（養殖）	薩摩川内市里町
		オオウナギ	薩摩川内市上甌町
		ナマコ	薩摩川内市上甌町
		クルマエビ（養殖）	薩摩川内市鹿島町
		マグロ（養殖）	薩摩川内市上甌町
4	その他動物	クロマチウム（貝池）	薩摩川内市上甌町
5	海浜植物	コシキギク	甌島全域
		ハマナツメ	甌島全域
		コシキイトラッキョウ	甌島全域
		コシキジマハギ	甌島全域
		ツメレンゲ	甌島全域
		ダルマガク	甌島全域
		ダンギク	甌島全域
		イワタイゲキ	甌島全域
		ヒメハマナデシコ	甌島全域
		ハマボウ	甌島全域
		ニシノハマカンゾウ	甌島全域

No.	細区分	主な自然観光資源	所在地
6	陸生植物	カノコユリ	甌島全域
		サンコカンアオイ	甌島全域
		オナガエビネ	甌島全域
		ダルマエビネ	甌島全域
		ツバキ	甌島全域
		ツルボ	甌島全域
		センニンソウ	甌島全域
		フヨウ	甌島全域
7	樹木	ヘゴ自生北限地帯	甌島全域
8	海洋	珊瑚群生地（鹿島町夜萩浦海底）	薩摩川内市鹿島町
		珊瑚群生地（市の浦周辺の島々）	薩摩川内市里町
9	山地、森林	尾岳	薩摩川内市下甌町
		谷山	薩摩川内市下甌町
		瀬尾崎	薩摩川内市下甌町
		射手崎	薩摩川内市里町
		遠目木山	薩摩川内市里町・上甌町
		中甌島北部（木の口山など）	薩摩川内市上甌町
10	湖沼群	海鼠池	薩摩川内市上甌町
		貝池	薩摩川内市上甌町
		鋤崎池	薩摩川内市里町
		須口池	薩摩川内市里町
11	海岸	長目の浜の砂礫州上のウバメガシ群落、ツメレンゲ群落、ハマナツメ群落	薩摩川内市里町・上甌町
12	カノコユリ自生地	小池	薩摩川内市上甌町
		鳥ノ巢山	薩摩川内市鹿島町
		藪落浦	薩摩川内市鹿島町
		夜萩円山公園	薩摩川内市鹿島町
		赤崎	薩摩川内市鹿島町
		片野浦キャンプ場	薩摩川内市下甌町
		片野浦（みっちり草原）	薩摩川内市下甌町
13	ウミネコ繁殖地	ウミネコ繁殖地（鹿島断崖）	薩摩川内市鹿島町
14	長目の浜・潟湖群	長目の浜・潟湖群	薩摩川内市上甌町
15	トンボロ	トンボロ	薩摩川内市里町
16	浦内湾 （リアス海岸）	浦内湾	薩摩川内市上甌町
17	海食洞・海食崖	鹿島断崖（下甌島夜萩円山断崖の白亜系姫浦層群）	薩摩川内市鹿島町
		瀬々野浦断崖	薩摩川内市下甌町



No.	細区分	主な自然観光資源	所在地
		その他海食洞・海食崖	薩摩川内市上甑町
18	野島・近島などの 属島群	野島・近島などの属島群	薩摩川内市里町
19	砂礫浜	手打海岸	薩摩川内市下甑町
		市の浦海岸	薩摩川内市里町
		青瀬海岸	薩摩川内市下甑町
		芦浜海岸	薩摩川内市下甑町
20	その他地形・地質	化石	甑島全域
		鹿の子断層	薩摩川内市上甑町
21	滝	瀬尾観音三滝	薩摩川内市下甑町
		内川内の滝	薩摩川内市下甑町
22	長目の浜 (自然景観)	長目の浜展望所	薩摩川内市里町
		ふれあいパーク鋸崎	薩摩川内市里町
		田之尻展望所	薩摩川内市上甑町
		長崎鼻遊歩道	薩摩川内市上甑町
23	海食洞・海食崖 (自然景観)	夜萩円山公園	薩摩川内市鹿島町
		八尻展望所	薩摩川内市鹿島町
		帽子山展望所	薩摩川内市上甑町
		釣掛埼灯台	薩摩川内市下甑町
		前の平展望所	薩摩川内市下甑町
24	蘭牟田瀬戸海峡	鳥ノ巣山展望台	薩摩川内市鹿島町
		木の口展望所	薩摩川内市上甑町
25	甑大明神	甑大明神	薩摩川内市上甑町
26	武家の歴史資産	里武家屋敷跡(里麓)	薩摩川内市里町
		手打武家屋敷通り(手打麓)	薩摩川内市下甑町
		亀城跡	薩摩川内市里町
		小川の森	薩摩川内市里町
27	伝統芸能・唄	伝統芸能	甑島全域
		唄	甑島全域
28	伝統行事・祭り (上甑島)	かずら立て(里)	薩摩川内市里町
		内侍舞(里八幡神社)	薩摩川内市里町
		武者踊り(里)	薩摩川内市里町
		さっころ踊り(里)	薩摩川内市上甑町
		大敷ばやし(上甑)	薩摩川内市上甑町
29	伝統行事・祭り (下甑島)	トシドン(手打(麓・港・本町)、片野浦、 青瀬、瀬々野浦、鹿島)	薩摩川内市鹿島町 薩摩川内市下甑町
		シアノーノー(下甑)	薩摩川内市下甑町
		ヤンハ踊り(下甑)	薩摩川内市下甑町

No.	細区分	主な自然観光資源	所在地
30	甑島の葛布の紡織習俗	ビーダナシ（芙蓉布）	甑島全域
		クズダナシ（葛布）	甑島全域
31	食文化	伝統料理	甑島全域
		漁師料理	甑島全域
		ナマコ	薩摩川内市上甑町
32	集落	集落構造（風対応）	甑島全域
		里地区（菌上、菌中、菌下）のしのう小屋の歴史	薩摩川内市里町
33	玉石垣	玉石垣	薩摩川内市里町・下甑町
		玉石垣の上の生垣	薩摩川内市里町・下甑町
34	昔の生活跡	棚田・段々畑跡	甑島全域
		助八古道	薩摩川内市下甑町
35	方言	方言	甑島全域
36	漁業	キビナゴ漁	甑島全域
		タカエビ漁	薩摩川内市下甑町
		定置網	甑島全域
37	酒造業	焼酎	甑島全域

## (2) 自然観光資源の位置

自然環境資源のうち、所在地が甌島全域のもの

- |   |  |
|---|--|
| 1 鳥類<br>チュウサギ<br>クロツラヘラサギ<br>ミサゴ<br>ハイタカ<br>サシバ<br>ハヤブサ<br>セイタカシギ<br>カラスバト<br>ウミネコ<br>メジロ | 5 海浜植物<br>コシキギク<br>ハマナツメ<br>コシキイトラキョウ<br>コンキジマハキ<br>ツメレンゲ<br>ダンギク<br>イワタイゲキ<br>ヒメハマナデシコ<br>ハマボウ<br>ニシノハマカンゾウ |
| 2 昆虫類<br>コシキトゲオトンボ  | 6 陸生植物<br>カノユリ<br>サンコカンアオイ<br>オナガエビネ<br>ダルマエビネ<br>ツバキ<br>ツルボ<br>センニンソウ<br>フヨウ                                |
| 3 魚類など<br>キビナゴ<br>バショウカジキ (秋太郎)<br>ブリ<br>オオウナギ (上甌)                                       | 7 ヘゴ自生北限地帯<br>20 その他地形・地質<br>化石  |



自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

- |   |   |
|---|---|
| 27 伝統芸能・唄<br>28 伝統行事・祭り (上甌島)<br>かずら立て (里)<br>内侍舞 (里八幡神社)<br>武者踊り (里)<br>さっくら踊り (里)<br>大敷ばやし (上甌) | 34 昔の生活跡<br>棚田・段々畑跡<br>助八古道<br>35 方言<br>36 漁業<br>キビナゴ漁<br>タカエビ漁 (下甌)<br>定置網<br>37 酒造業<br>焼酎 |
| 29 伝統行事・祭り (下甌島)<br>トシドン (手打 (麓・港・本町)、片野浦、青瀬、瀬々野浦、鹿島)<br>シァノーノー (下甌)<br>ヤンハ踊り (下甌)                |   |
| 30 伝統的な衣類 (植物繊維衣料)<br>ビーダナシ (芙蓉布)<br>クズダナシ (葛布)   |   |
| 31 食文化<br>伝統料理<br>漁師料理<br>なまこ   |   |
| 32 集落<br>集落構造 (風対応)<br>里地区 (麓上、麓中、麓下) のしらの小屋の歴史   |   |

### (3) 甌島ツーリズム推進協議会規約

#### 甌島ツーリズム推進協議会規約

平成27年10月14日制定

(名称)

第1条 この会は、甌島ツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、平成26年度に策定した甌島ツーリズムビジョン（以下「ビジョン」という。）に定めた甌島ツーリズム（以下「ツーリズム」という。）を円滑に推進し、甌島全体の観光振興をマネジメントするために設置する。

また、令和元年度に策定した「第2次甌島ツーリズムビジョン」に基づき、部会の再編などで組織を見直し、より実効性のある組織を作り関係機関と連携を図りながら、住民も一体となって、観光を主軸とした地域振興である「甌島ツーリズム」を実現していくことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) エコツーリズム推進法の認定に関すること
- (2) ツーリズムの実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) ビジョンに位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第4条 協議会は、別表1に掲げる構成団体等から推薦された者（以下「委員」という。）によって組織する。

- 2 新たに委員として参加を希望するものがあるときは、協議会によってその可否を決定する。
- 3 前項の規定について、協議会は、反社会的勢力団体及び宗教的団体等に属するまたは支持する個人・団体の参加は認めないこととする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長は、会議において委員の中から互選する。
  - 3 副会長及び監事は、会議において会員の中から会長が指名する。
  - 4 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を総理し、会長が不在及び事故あるときは、会長の職務を代理する。
- (3) 監事は会計を監査する。

(アドバイザーの設置)

第7条 協議会には、アドバイザーを若干名置くことができる。

2 アドバイザーは、協議会の運営及び重要な事項を協議時にアドバイスできる。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 会議の座長は、会長が務める。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。
- 4 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の議決は、すべて出席委員の過半数による。可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
- 6 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の業務を行うため、別表2のとおり、薩摩川内市に事務局を置く。

(部会の設置)

第10条 協議会の事業を行うため、次の部会を設置する。

- (1) 地域振興部会
- (2) 観光振興部会

- 2 部会の役割は、別表3のとおりとする。
- 3 第1項各号の部会を総括するため、協議会の委員の中から部会長を互選により選出する。
- 4 部会は、第2項に示す役割を達成するために、部会長が必要と認める者をもって構成する。
- 5 部会長は、部会長の業務を補佐させるために、部会の構成員の中から次長を指名できる。

(協議会と部会の関係)

第11条 協議会は、各部会が行う事業等の進行を管理すると共に、必要な指導、助言、協力を行う。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金及びその他収入をもって充てる。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年10月14日から施行する。
- 2 この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、令和4年4月1日から施行する。
- 5 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

【別表1】 甌島ツーリズム推進協議会 構成団体

(順不同、敬称略)

No.	組織・団体名	備考
1	里地区コミュニティ協議会	地域振興部会
2	上甌地区コミュニティ協議会	地域振興部会
3	手打地区コミュニティ協議会	地域振興部会
4	子岳地区コミュニティ協議会	地域振興部会
5	西山地区コミュニティ協議会	地域振興部会
6	内川内地区コミュニティ協議会	地域振興部会
7	長浜地区コミュニティ協議会	地域振興部会
8	青瀬地区コミュニティ協議会	地域振興部会
9	鹿島地区コミュニティ協議会	地域振興部会
10	(株)薩摩川内市観光物産協会	観光振興部会
11	(株)薩摩川内市観光物産協会こしきしま事業部(上甌支店)	観光振興部会
12	(株)薩摩川内市観光物産協会こしきしま事業部(下甌支店)	観光振興部会
13	甌島ブルー・ツーリズム推進協議会	観光振興部会
14	甌島ホテル・旅館組合	観光振興部会
15	甌島商船(株)	観光振興部会
16	南国交通(株) 川内営業所	観光振興部会
17	県建設業協会 甌島支部	観光振興部会
18	甌島漁業協同組合	観光振興部会
19	薩摩川内市商工会	観光振興部会
20	環境省 九州地方環境事務所 国立公園課	
21	鹿児島県 環境林務部 自然保護課	
22	県立博物館	
23	北薩地域振興局	
24	薩摩川内市	会長、事務局

【別表2】 事務局

役職	組織
事務局長	薩摩川内市観光物産課
事務局次長	薩摩川内市観光物産課
書記	薩摩川内市観光物産課
事務局員	薩摩川内市環境課
〃	薩摩川内市企画政策課
〃	薩摩川内市文化・スポーツ課
〃	薩摩川内市社会教育課
〃	薩摩川内市甌島振興局

【別表3】 部会の役割

部会	役割
地域振興部会	1 エコツーリズム全体構想に関すること 2 啓発、広報活動に関すること 3 地域連携に関すること 4 環境保全に関すること 5 資源管理に関すること 6 海岸清掃に関すること 7 ゴミ対策に関すること 8 文化財保存に関すること 9 甌ミュージアム構想に関すること 10 その他必要な事項
観光振興部会	1 ワンストップ窓口に関すること 2 ツアープログラムの開発等に関すること 3 市場調査に関すること 4 品質管理に関すること 5 情報発信に関すること 6 人材育成に関すること 7 その他必要な事項